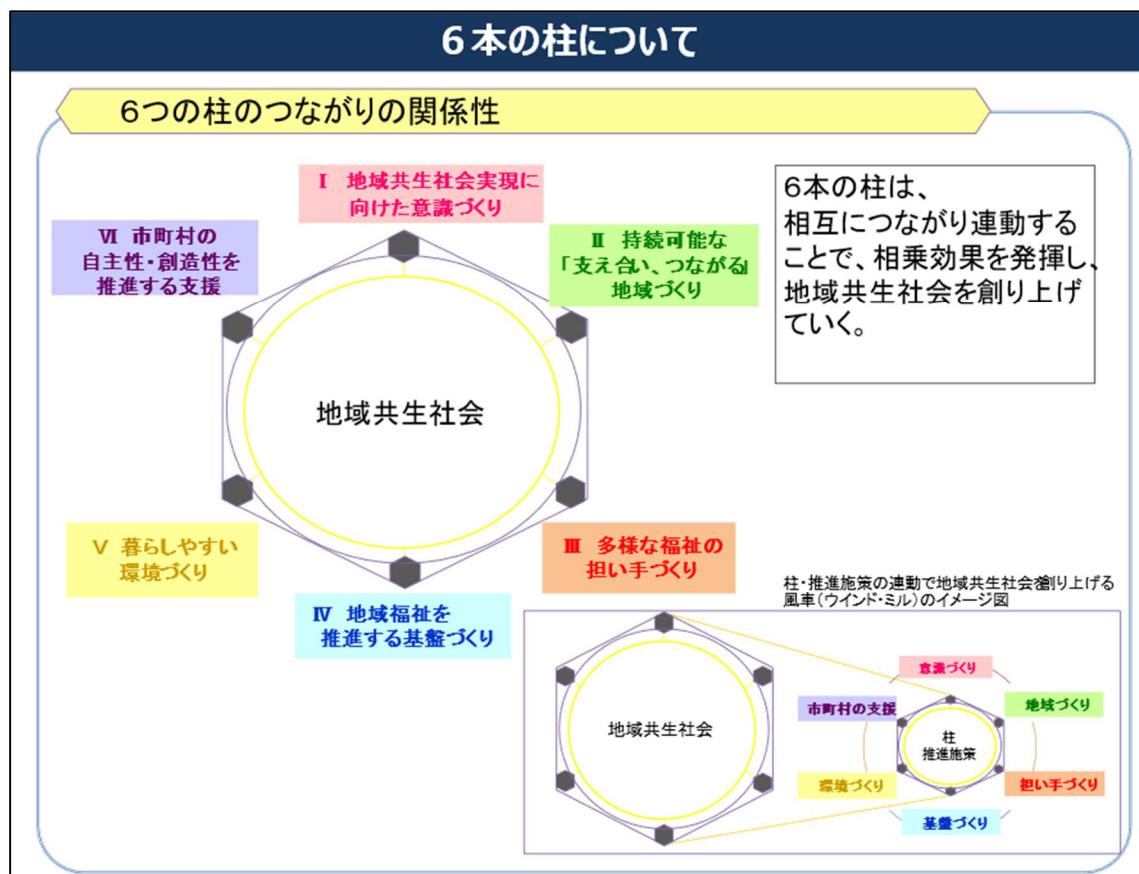


第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

- 第4章は千葉県地域福祉支援計画（本計画）の取組施策であり、本取組を通じて地域・市町村を支援していきます。
- 本計画の理念である『～「未来を照らし 共に生きる 共に創る 地域共生社会」を目指す～』に向けて、6つの視点（柱）から課題等を整理して取り組んでいく必要があります。この6本の柱は、相互につながり連動することで、相乗効果が発揮され、より力強い地域共生社会を創り上げていくことができます。

【6本の柱】

- I 地域共生社会実現に向けた意識づくり
- II 持続可能な「支え合い、つながる」地域づくり
- III 多様な福祉の担い手づくり
- IV 地域福祉を推進する基盤づくり
- V 暮らしやすい環境づくり
- VI 市町村の自主性・創造性を推進する支援



I 地域共生社会実現に向けた意識づくり

1 地域共生の意識の醸成

現状と課題

- 地域福祉を推進するには、地域住民一人ひとりが地域の生活課題を「他人事」ではなく自分ごととして捉え、「支える側」と「支えられる側」に区分けせず、お互いに尊厳や人格を認め合う「地域共生の意識づくり」を推進することが必要です。
- こうした地域で共に支え合い、地域を共に創る地域共生の考えは、東日本大震災などの大規模災害や新たな感染症の脅威等の経験を経て、広がりをみせています。

【地域共生社会の理念】

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

具体的な取組

- 障害の有無や年齢、国籍、性別等にかかわらず、一人ひとりが地域に住む担い手として、相互に尊重し認め合い、全ての人が役割や生きがいを持って社会に参加し、地域を共に創る地域共生社会の実現を目指し、地域福祉を推進します。
- 住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、N P O、社会福祉法人、企業、行政などの地域の多様な主体との連携・協働による、地域福祉に係る事業や啓発活動を通じて「地域共生」の意識の醸成を図ります。
- 学校や教育委員会、社会福祉協議会、社会福祉施設などと連携し、体験学習等の機会を提供し、児童生徒の福祉への関心や理解を深め、子どもの頃から福祉意識の醸成を進めます。

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

県の主な取組・支援

○ 障害者への理解促進と差別解消

障害者条例に基づく広域専門指導員・地域相談員による地域に根差した周知・啓発活動や各種広報媒体の使用などを通し、障害のある人への理解の促進及び障害のある人に対する差別の解消に努めます。

また、障害者条例による各種施策の展開により、各種障害に対する正しい理解や偏見の解消に取り組みます。

障害者
福祉推
進課

○ 多文化共生社会づくりの推進

国籍・言語・文化・習慣の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員として共に安心して暮らし、活躍できる「多文化共生社会」の実現に向けて、県民の相互理解の増進を図るためのセミナーの開催、国や市町村及び民間団体等と情報共有や連携を促進する会議の開催等を行います。

国際課

2 福祉教育の推進

現状と課題

- 地域の中には、子どもや高齢者、障害のある人、外国人など、何らかの支えを必要とする人々が暮らしており、地域全体で共に支え合う「福祉」への理解を全世代で高めていくことが何より重要です。
- 各世代のライフステージに応じた福祉の「学び、集い、実践」のための環境を整え、家庭、学校、社会福祉協議会、社会福祉施設等が一体となった地域連帯の輪による、「福祉の心」を醸成する福祉教育・学習が必要です。

具体的な取組

- 福祉の心を持つ人づくりを進めていくために、学校等において、ボランティア活動等の実体験を取り入れるなど、様々な教育活動に福祉教育・学習を連携・連動させて取り組みます。
- 県民が、生涯にわたって社会の中で支え合い共に生きていく力を育むことができるよう、家庭や学校、地域等での福祉教育・学習や、学び直しの機会の充実、福祉系大学・社会福祉協議会・介護施設等との連携を一層推進し、福祉の学びの場の拡大や質の向上を図ります。
- 子どもたちが、地域の住民との交流を通じて、地域の一員として課題解決に参画することの大切さを学べるような気運の醸成や環境の整備を進めます。

県の主な取組・支援

- 生涯現役社会に向けた意識の醸成
老人クラブの活性化等の支援や生涯大学校の運営等により、生きがいづくりや地域活動の担い手・地域リーダーとなる高齢者の育成を促進します。
- 福祉教育コンソーシアムの設置
福祉教育の拠点校である松戸向陽高校を中心に、学校間連携や社会福祉協議会、福祉系大学等の外部機関との連携を一層推進する組織として、福祉教育コンソーシアムを設置し、県全体の福祉教育の質の向上を図っていきます。

高齢者福祉課

教育政策課

3 インクルーシブ教育の推進

現状と課題

- 「障害者の権利に関する条約」では、障害者の権利を実現するためにあらゆる段階におけるインクルーシブ教育システムを確保することを求めており、インクルーシブ教育は、障害のある人との人が共に学ぶことを通して共生社会の実現に貢献しようという考え方で推進されています。
- 推進に当たって障害をサポートする専門的な知識や経験が十分でない場合の教員の負担、障害の特性は個人差が大きいため、合理的配慮の適切な範囲が決めづらい、バリアフリーの環境整備などの課題も多く見られます。

具体的な取組

- 障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶための仕組みづくりを進めるとともに、適切な合理的配慮の提供を行うとともに、多様な学びの場について研究・検討を進めます。
 - 特別支援学校と近隣の小・中学校等の児童・生徒との交流及び共同学習を通して、障害のある人と障害のない人が、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを目指すとともに、ノーマライゼーション理念の普及を進め、県民一人ひとりの理解促進を図ります。
- * ノーマライゼーションとは
障害がある人と障害がない人が同じように生活し、伸び伸びと活動できるという考え方です。一見、インクルーシブと同じように聞こえますが、このノーマライゼーションという考え方には、障害のある人を変えるのではなく、その人達を取り巻く環境や障害のない人達の意識など、周囲が変わることで、障害のある人がありのまま生活できるようになることを目指しています。

県の主な取組・支援

- インクルーシブ教育の推進
第3次千葉県特別支援教育推進基本計画に基づき、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、連続性のある「多様な学びの場」における指導・支援の充実を図っていきます。
また、学校間、学校と関係機関との連携を強化し、一人ひとりの児童生徒に応じた切れ目ない支援体制の充実を図っていきます。

特別
支
援
教
育
課

II

持続可能な「支え合い、つながる」地域づくり

1 地域生活課題の解決に向けた取組や仕組みづくりへの支援

(1) 生活課題に即応した地域づくり

現状と課題

- 地域におけるつながりの低下を背景として、「社会的孤立」「制度の狭間」の課題が顕在化しています。特に支援を要する方々については、周囲とのつながりがない場合、問題が潜在化し、必要な支援を適切に受けることができず、深刻な状況に陥るおそれがあります。
- 人口減少、少子高齢化や過疎化の進行等により、高齢者や障害のある人等の外出・生活支援、買い物難民等、住民のニーズに応じた持続可能な生活支援サービスの提供も課題となっています。

具体的な取組

- 地域包括支援センターや民生委員・児童委員等福祉関係者と協働した、社会的な結びつきの確保に向けた取組を支援します。また、地域において個人宅を訪問する事業者と地域の見守り協定を締結して、市町村と事業者との地域の見守りに関する協力関係構築を支援します。
- 公共交通機関の不便な地域における、移動困難者対策の促進、持続可能な地域公共交通の確保、福祉タクシーの導入促進などを通して、住民の安全で円滑な移動を支援し、買い物や通院など、日常生活の質の確保を推進します。

県の主な取組・支援

- 民生委員・児童委員活動への支援
民生委員・児童委員活動に要する経費の支出や、活動の充実強化を図るために研修を行います。
- 福祉タクシーの導入促進
福祉タクシー車両の導入に必要な経費に対して助成を行っています。

健康福祉指導課

健康福祉指導課

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

○ 地域包括支援センターへの支援 地域包括支援センター職員に対し、総合相談支援・権利擁護・包括的継続的ケアマネジメント支援・介護予防ケアマネジメント業務に関する研修を行います。	高齢者 福祉課
○ 生活支援コーディネーターの養成、フォローアップ 市町村が取り組む生活支援体制整備において、生活支援サービスの充実・強化や担い手の育成等を行う生活支援コーディネーターの養成や、日頃の活動に資するためのフォローアップ研修や情報交換会を実施します。	高齢者 福祉課
○ 高齢者孤立化防止の推進 高齢者が孤立することのないよう孤立化防止の周知・啓発、民間事業者との協定締結等のほか、小売事業者や自治会等の幅広い関係団体で構成されるネットワーク会議を通じ、地域の支え合い活動を広めます。	高齢者 福祉課
○ 認知症サポーターの養成・活躍 認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターを市町村と連携して養成します。また、養成したサポーターが地域で具体的な取組が行えるように支援をします。	高齢者 福祉課
○ 超高齢社会に対応した移動困難者対策の促進 人口減少や高齢化が進む社会にあっても、持続可能な地域旅客運送サービスが提供されるよう、市町村の状況や意向も踏まえ、他団体の取組や先進事例等について学ぶセミナーを実施します。	交通計 画課

(2) 消費者被害防止対策等の推進

現状と課題

- 県内の消費生活相談に寄せられた相談件数は、ここ数年5万件前後と依然として多くの相談が寄せられており、中でも、60歳以上の方々からの相談が約4割を占めている状況が続いている。そのため、高齢者を含め消費者トラブルを未然に防ぎ、消費者の安全・安心を確保するための取組が求められます。

具体的な取組

- 県民が安全で安心な消費生活を送ることができるよう、市町村の消費生活相談体制の充実に向けた支援や市町村と県消費者センターとの連携の強化を進めるとともに、消費生活相談窓口の周知を図ります。
- 関係機関と共に、消費者の自立支援、家族や地域での見守りの促進、高齢者等の消費者被害の未然防止に向けて、消費者教育や情報提供などの事業を推進するとともに、悪質事業者に対する指導を強化します。

県の主な取組・支援

- 消費者被害防止対策の推進
市町村の相談体制の充実強化を図るため、研修や巡回訪問等の支援を行います。また、消費者の自立を支援するための講座や、日常的に高齢者と接する民生委員や訪問介護事業者等を対象とした講座を実施します。更に不当な取引等を行う事業者に対して、行政指導等を実施します。

くらし安全
推進課

(3) 地域における子育て支援の充実

現状と課題

- 子どもを取り巻く環境も大きく変化しており、いじめや不登校、児童虐待、子どもの貧困など、子どもをめぐる問題は多様化、複雑化しています。

具体的な取組

- 子ども・子育てを地域で支え、多様な保育ニーズに対応していくため、市町村が計画的に行う地域子育て支援拠点等の整備を促進します。
※ 地域子育て支援拠点
 - ・ 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。
 - ・ NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力の向上に努めます。

県の主な取組・支援

○ 子育て世代包括支援センターの運営支援 子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をするため、職員のスキルアップ研修や、産後ケア事業についての情報提供等を行います。	児童家庭課
○ 子どもの健やかな成長に向けた支援 母子保健担当者等の資質向上を目的とした研修の実施や、乳幼児健康診査の内容の充実、受診率の向上に向けた支援を行います。	児童家庭課
○ 多様な子育て支援サービスの充実 市町村が地域の実情に応じて実施する、放課後児童クラブ、病児保育、延長保育、一時預かり等の多様な子育て支援サービスの運営を支援します。	子育て支援課
○ 企業参画型子育て支援の推進 県全体で子育て家庭を応援するため、企業等の協賛により子育て家庭が店舗等で割引等の各種サービスを受けられる企業参画型子育て支援事業（子育て応援！チーパス事業）を推進します。	子育て支援課

(4) 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた地域づくり

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちの日常生活に様々な影響を及ぼしています。外出の機会や他者との交流、社会参加の機会が減ることから、人と人とのつながりや地域の絆を弱めることになりました。
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア等が実施してきた様々な地域福祉活動にも多くの制約や困難が伴っており、高齢者のみならず、あらゆる世代の社会的孤立につながっていくことが懸念されています。

具体的な取組

- 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、新たな感染症が発生・拡大した場合等にも備え、日頃から感染症に関する正しい理解と感染予防に関する知識の普及啓発を行い、地域のつながりと支え合いの活動の実施や継続、つながりのための取組に関する市町村間の情報共有と感染症予防対策を図りながら地域福祉活動を継続している好事例の横展開を行います。

県の主な取組・支援

- 社会福祉施設等における感染症対策等の周知
社会福祉施設等における感染症対策について、社会福祉施設等に周知するとともに、県ホームページに感染症対策マニュアル、感染症拡大防止のための留意点等を掲載し、感染症対策についての啓発を行います。また、同施設等に対し、手指消毒、マスク着用等や室内の換気をはじめとした基本的な感染防止対策を講じるよう指導します。
- 地域の支え合い活動の取組周知等
民生委員の職務は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談及び必要な援助を行うことであるが、なり手不足は大きな課題であり、なり手不測の解消を図るため、研修内容の充実、広報活動の強化などの取組を行います。
また、県内社会福祉法人の「地域における公益的な取り組み」状況の把握と情報提供を行うとともに、法人が「地域公益事業」を行うに当たっては、地域のニーズを把握する場（地域協議会）を設置します。

健康福祉指導課、子育て支援課、高齢者福祉課、障害福祉事業課

健康福祉指導課、高齢者福祉課

第4章 計画の具体的な取組

～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

さらに、地域の高齢者が気軽に集い、交流を行う「通いの場」については、感染防止に配慮しながら工夫して活動を継続できるよう、市町村に対し、研修等を通じて好事例の横展開を図ります。

2 地域福祉の場、拠点づくりの促進

(1) 地域コミュニティづくり推進への支援

現状と課題

- 近年、経済的困窮やひきこもり、社会的孤立、権利侵害など地域の生活課題が深刻化・複雑化していることから、地域における幅広い協働・連携により、解決に向けて取り組むことが求められています。
- 社会福祉協議会が扱う地域福祉の課題は、社会の成熟化により複雑化しており、その課題の解決のためには、多数の関係者との調整が必要です。
- 家族形態の変化や人口の都市集中、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、地域のつながりが弱くなり支え合いが低下している中で、地域では、子育てや高齢者、障害のある人の支援、災害時の助け合い等、様々な課題が生じています。

具体的な取組

ア 社会福祉協議会との連携・協働と活動支援

- 社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的な団体として定められていることから、市町村、関係団体との連携の下、経営基盤の強化や活動の充実を図ります。
- 県社会福祉協議会の地域福祉活動計画と連携し、市町村における地域福祉の推進を支援します。また、市町村の地域福祉の取組が官民の連携の下で推進されるよう、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画の策定・推進を支援します。

イ 地域コミュニティづくりの促進

- 地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざします。
- 地域福祉を担うため、社会福祉法人やスポーツ団体など、様々な分野の担い手の参画及び連携の場づくりを支援します。

第4章 計画の具体的な取組
～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

県の主な取組・支援

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| ○ 社会福祉協議会との連携促進
市町村社会福祉協議会とともに地域福祉を推進する県社会福祉協議会と十分な連携を図ります。 | 健康福祉指導課 |
| ○ 地域福祉フォーラムの設置支援
県地域福祉フォーラム事務局を設置し、活動費等の支援を行い、地域福祉フォーラムの設置を推進します。 | 健康福祉指導課 |
| ○ スポーツ推進による健康づくり・地域コミュニティづくりの促進
地域におけるスポーツ環境の整備充実を図るため、総合型地域スポーツクラブの設立・定着を支援します。 | 生涯スポーツ振興課 |

(2) 地域住民の活動の場、居場所づくりと社会資源の創出

現状と課題

- 福祉ニーズが多様化・複雑化している中、地域で孤立し居場所を求めている住民や、食事や居場所、学習に困っている子どもなど、既存の制度では十分に対応できない者等に対する場の提供が必要になっていきます。また、地域住民や専門職などが話し合う地域福祉の場・拠点も重要となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大時には、地域交流サロンや認知症カフェ等が休止せざるを得ない状況となり、孤立している人、問題を抱えている人等の早期発見・把握が難しくなり、相談・交流の場の重要性が再認識されました。
- 社会資源とは、住民のニーズを満たすために用いられる資源であり、制度、機関、人材、資金、技術、知識等の総称と考えられており、人的資源、物的資源、インフォーマルなもの、フォーマルなものなど様々です。
- 社会資源は、子ども食堂など、実際に民間発の自主的・自発的な取組として社会に芽吹き始めています。行政はこうした新たな動きを尊重し、自主性が損なわれないよう取組を支援する必要があります。

具体的な取組

- ア 相談や交流、居場所づくり等多様な機能をもった場・拠点づくり
 - 子ども食堂や介護予防教室、認知症カフェ等、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や拠点づくりを支援します。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などがあった場合においても、地域との関わりが少ない人が社会的に孤立しないように支援を行います。
 - 地域において多様なコミュニティが形成されるように、住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保、交流・参加・学びの場のコーディネートなど、地域における交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す地域づくりのための支援を推進します。
- イ 社会資源の創出
 - 一人ひとりのニーズや様々な生活上の困難を受け止められるよう、市町村と連携して、社会資源の効果的な活用方法・創出について情報共有とともに、必要な社会資源の創出に向けた支援を行います。

県の主な取組・支援

- 誰もが、その人らしく、地域で暮らすことができる地域社会の実現

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、社会に出ることを拒否したり、孤立・孤独・ひきこもり状況にある人もおり、このような人への対応策として、中核地域生活支援センター等において訪問相談を実施していきます。

また、生活困窮者に対して自立支援を図るため、町村部を所管する同センターを対象に、包括的な相談支援等を行う支援員を配置します。

健康福祉指導課

- 課題を抱える高校生の居場所設置や相談支援

学校内における居場所の設置支援や福祉的な相談対応について、気づき支援へつなげる取組を実施します。

健康福祉指導課

- 認知症カフェの普及推進

市町村に対し、カフェの運営事例やボランティアの活動事例等を紹介し、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と気軽に集える場となる、認知症カフェの普及を推進します。

高齢者福祉課

- 子ども食堂の普及推進

ホームページ等で子ども食堂の活動情報を発信するとともに、子ども食堂関係者が情報交換等を行い、ネットワークを構築できるよう支援します。

児童家庭課

- 放課後子供教室の推進

全ての児童を対象とし、平日の放課後や土曜日等において、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民等の参画を得て、子どもたちの多様な学びや体験活動等を提供する教室を設置・運営する市町村に対して助成します。

生涯学習課

- 県立青少年教育施設の活用

様々な体験学習や交流ができる宿泊型の社会教育施設として、学校や子ども会・スポーツ団体などに体験活動の場を提供するとともに、施設周辺の自然環境や人材を生かし、地域と連携した事業を実施するなど、体験活動の機会を提供します。

生涯学習課

3 地域住民等による地域の多様な活動の推進

(1) 地域住民等による地域の多様な活動の推進

現状と課題

- 地域づくりに当たっては、地域の実情に応じた「自助・互助・共助・公助」の組み合わせにより、各々の役割に基づいた重層的なネットワークを構築することが求められています。
- 少子高齢・人口減少社会は、私たちの経済・社会の存続に危機を及ぼす大きな課題です。この危機を乗り越えるためには、地域の力を強化し、地域社会の持続可能性を高めていくことが必要です。
- 健康は、充実した日常生活を過ごし、豊かな人生を送るための基本条件であり、地域を支え、その活力を高めるためにも不可欠なものです。人生100年時代を見据えた健康寿命の延伸を図るための取組が求められています。

具体的な取組

ア 地域に関わる様々な主体とのネットワークづくり

- 地域住民やボランティア、NPOなど、地域で活躍する人材と地域の様々な支援機関等とをつなぎ合わせて地域生活課題の解決を目指す地域福祉ネットワークの構築に努め、支援体制の強化を図ります
- 各地域において、まち・ひと・しごとのあらゆる分野において、地域経済全体の活性化を図るとともに、それぞれの地域課題や地域の強みなど地域特性を十分に踏まえ、地域の将来像を描いた地域経済・地域資源と一体となった地域づくりを推進します。

イ 住民による主体的な健康づくりの推進

- 県民が健康でこころ豊かに暮らす社会の実現を目指し、ライフステージや健康状態に応じて生き生きと生活できるよう、生活習慣病の発症予防、介護予防、フレイル対策（運動、口腔、栄養等）などの健康づくり支援の充実を図ります。

第4章 計画の具体的な取組
～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

県の主な取組・支援

○ 分野を越えたネットワークづくりと社会資源の創出 <p>地域福祉フォーラムの制度を活用し、福祉を必要とする当事者、福祉関係者及び団体のみならず、福祉以外の分野の個人や団体も含めて協働しながら、地域づくりや福祉のあり方及び取組み方を検討していきます。</p> <p>また、災害時に被災者のニーズに適切に応えるため、ボランティア活動希望者とニーズのマッチングを行う現場スタッフの育成を支援しています。</p>	健康福祉指導課
○ 明るい長寿社会づくりの推進 <p>高齢者の生きがいづくりと健康づくりを推進するため、あらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができる全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手団派遣をはじめとして、高齢者のスポーツ活動や指導者育成及び趣味や同好の仲間づくり（高齢者サークル）を支援します。</p>	高齢者福祉課
○ 健康づくり、こころの健康づくりの推進 <p>睡眠や休養、飲酒などの生活習慣や、メンタルヘルスに関する情報などを提供することにより、県民の健康づくりを支援します。</p>	健康づくり支援課
○ スポーツ推進による健康づくり・地域コミュニティづくりの促進 <p>地域におけるスポーツ環境の整備充実を図るため、総合型地域スポーツクラブの設立・定着を支援します。【再掲】</p>	生涯スポーツ振興課

(2) 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の推進

現状と課題

- 社会福祉法人は特定の社会福祉事業に留まることなく、既存の制度では対応が困難な地域ニーズや制度の隙間の問題を把握し、様々な地域生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが求められています。

具体的な取組

- 社会福祉法人が行う「地域における公益的な取組」について、各法人に対しその取組の推進を働きかけるとともに、法人の専門性とネットワークを生かしつつ、地域団体や住民と連携する取組にまで広がるよう、市町村や社会福祉協議会と連携して取り組んでいきます。
- 社会福祉連携推進法人制度の創設を踏まえ、地域貢献活動を推進する新たな支援の仕組み等多様な主体との協働の場づくりに取り組みます。

県の主な取組・支援

- 社会福祉連携推進法人の認定・周知
県内の社会福祉連携推進法人の認定について、情報提供を行うとともに、社会福祉連携推進法人の立ち上げに必要な経費の補助制度について、周知します。

健康福祉指導課

(3) 官民協働の地域づくり活動・地域貢献活動の促進

現状と課題

- 少子高齢化や人口減少が進み、住民同士でお互いに支え合う力や地域で課題を解決する力が脆弱になりつつある中、行政だけでなく、社会福祉法人や、自治会・町内会、社会福祉協議会、大学、企業、ボランティア団体など、官民が連携・協働していく必要があります。
- 企業は、ビジネスで培ったノウハウやネットワークを活用し、CSR(企業の社会的責任)としての社会貢献活動に加え、SDGsへの取組も行われていることから、多様な形での協働を検討する必要があります。

具体的な取組

- 大学、企業、地域団体、NPO、学校・学生等、多様な主体と協働して、地域づくりに寄与する社会貢献活動や地域福祉活動の活性化を図るため、様々な地域福祉の推進に関する取組を推進します。
- 企業と包括的連携協定を締結し、相互に緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することで、地域福祉の向上を図ります。
- 各地域におけるそれぞれの地域課題や地域の強みなど、地域の実情を十分に踏まえて取組を推進します。

県の主な取組・支援

- 高齢者孤立化防止の推進
高齢者が孤立することのないよう孤立化防止の周知・啓発、民間事業者との協定締結等のほか、小売事業者や自治会等の幅広い関係団体で構成されるネットワーク会議を通じ、地域の支え合い活動を広めます。【再掲】
- 民間企業等との包括的な連携・協力
千葉県版包括連携制度「ちばコラボレーションシップ」等により、民間企業等と連携・協力し、その強みを積極的に活用しながら、地域福祉の向上を含め、地域の活性化や公的サービスの充実を図ります。

高齢者福祉課

政策企画課

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

<p>また、高齢者孤立化防止活動「ちばSSKプロジェクト」により、民間事業者が日々の事業活動等の中で、高齢者の見守りに積極的に協力していくよう、地域における見守り支え合う体制づくりに取り組みます。</p>	<p>高齢者福祉課</p>
<p>○ 商業者の地域貢献推進 「商業者の地域貢献に関するガイドライン」に基づき、大型店や商店街が行う地域への貢献活動をきっかけとして、地域ぐるみの連携・協働を促進し、地域を活性化していく環境づくりを進めています。</p>	<p>経営支援課</p>
<p>○ 企業参加の里山づくり・法人の森 健全な森づくりを行うための企業等と里山活動団体等との連携を支援するとともに、県有林において企業等が行う森林整備を積極的に受け入れます。</p>	<p>森林課</p>

(4) 寄附文化の醸成

現状と課題

- 地域の課題を解決していく際には、その財源を考える必要があります。共同募金（赤い羽根募金、歳末たすけあい募金）やクラウドファンディング、ふるさと納税など寄附も多様化し、寄附を通じて住民相互の助け合いの気持ちを押し広げ、地域のつながりづくりに資する役割が期待されています。
- 寄附等を通じた資金提供も地域づくり活動への参画のひとつの形態と捉え、寄附等が地域貢献につながる活動として県民の理解が進むよう寄附文化の普及を図る必要があります。

具体的な取組

- 地域活動を支える仕組みとして、ふるさと納税や活動団体等への寄附等の理解を深めることにより、地域貢献活動への関心を高めるとともに、寄附文化の醸成と地域福祉の推進を図ります。
- 社会福祉施設や福祉団体等の支援の充実が図られるよう、社会福祉協議会等の関係機関の協力の下、千葉県共同募金会をはじめとする関係団体が実施する募金活動などと連携・協働した取組を実施します。

県の主な取組・支援

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ○ 共同募金会との連携
千葉県共同募金会が実施する赤い羽根募金等の募金運動に地域住民から積極的な協力が得られるように広報活動を促進し、協力・連携を図ります。 | 健康福祉指導課 |
| ○ 児童養護施設等退所者に対する奨学金制度
児童養護施設等を退所する児童が経済的事情にかかわらず進学できるよう、寄附を活用した本制度の周知を図るとともに、制度を運用する千葉県社会福祉協議会に対して、その運営費を補助します。 | 児童家庭課 |
| ○ 企業版ふるさと納税の募集
制度の概要や県の取組等について、周知を図ります。 | 政策企画課 |

第4章 計画の具体的な取組
～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

○ 県立学校に対する寄附金の募集

県立高校が希望する取組等を実現するため、地域住民等に
対し寄附金を募集します。

財務課

III 多様な福祉の担い手づくり

1 福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策

(1) 福祉人材の確保・育成・定着対策の推進

現状と課題

- 福祉の職場は、他業種と比較して賃金水準が低い等の理由により、全産業に比べた有効求人倍率や離職率が高いなど、サービスを支える人材の確保と定着は厳しい状況にあります。
- 福祉サービス利用者が必要とする支援の内容も、多様化・高度化している状況にあることから、利用者の特性に応じた専門性の高い福祉サービスの提供や、利用者本位の質の高い福祉サービスを提供できる人材を養成する必要があります。
- 福祉・介護人材の確保・定着が厳しい状況のため、外国人介護人材の受け入れが重要になっています。一方、雇用に当たっての条件や制約、費用、介護現場での介護技能・技術力、日本語・コミュニケーション能力などに不安を抱いている事業主もいるため、外国人受け入れの相談支援や就業促進が求められています。

具体的な取組

ア 福祉・介護分野への就業の促進（人材の確保）

- 県福祉人材センターやはしば保育士・保育所支援センターにおいて、多様な人材が希望する働き方で福祉職場に就業できるよう、福祉・介護人材の確保・定着支援を推進します。
- 福祉・介護職に関する理解の促進や福祉教育の充実を図るとともに、若年層をはじめ、主婦層やシニア層、潜在的有資格者など、様々な層を対象に、就業を促進するためのきっかけづくりやマッチング支援等を行います。
- E P A（経済連携協定）、技能実習、特定技能及び在留資格「介護」の各制度に基づき、高齢者施設や障害児・者施設等における外国人介護人材の雇用が認められていることから、外国人介護人材の受入に係る相談支援や

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

日本語学習支援等、外国人介護人材の就業促進に向けた取組を進めます。

イ 福祉・介護関係の資格取得や職員のスキルアップ等の支援（人材の育成）

- 福祉・介護関係資格の取得を支援するとともに、既に福祉・介護職に就いている方に対する各種のスキルアップ等の支援を行い、職員の知識・技能の向上に向けた取組を進めます。
- 福祉サービスの事業所に対する指導の場などを通じて、適正な事業運営の確保を図るとともに、研修への参加を呼びかけるなど、従事者の資質の向上を図ります。

ウ 福祉・介護の従事者が長く働き続けられる環境の整備（人材の定着）

- 福祉・介護現場における業務改善や働きやすい環境整備、職員の処遇改善と、それを支える事業者の経営改善のための取組を進めます。
- 福祉・介護現場における業務改善、働きやすい環境整備等を一層進めるため、介護ロボット等の導入や、デジタル技術を活用した業務改善、効率化等を推進します。

県の主な取組・支援

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ○ 福祉人材センターの運営
福祉・介護分野の無料職業紹介の実施や合同面談会の開催、福祉・介護従事者のメンタルヘルス支援、管理者等を対象とする労務研修の実施など、福祉・介護人材の確保・定着に向けた様々な取組を実施します。 | 健康福祉指導課 |
| ○ 外国人介護人材に関する取組
介護職を目指す留学生を対象に、日本語学校・介護福祉士養成施設での学習から介護施設への就労までを一体的に支援する「千葉県留学生受入プログラム」の実施や、介護施設や外国人介護職員等への受入・相談支援等を行う「外国人介護人材支援センター」の運営など、外国人介護人材の就業促進を図る取組を実施します。 | 健康福祉指導課 |
| ○ 県立高校に福祉関係のコース等を設置
これまで県立高校に福祉系学科やコース等を各学区に1校以上、合わせて10校設置してきました。さらに、11校目と | 教育政策課 |

第4章 計画の具体的な取組
～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

して、令和5年度に船橋豊富高校に福祉コースを設置することとしています。

(2) 介護等の各分野における人材の確保・育成・定着対策の推進

現状と課題

- 本県の介護人材は、2025年度（令和7年度）には7,113人、2040年度（令和22年度）には31,528人が不足すると見込まれており、介護人材の確保は喫緊の課題です。
- 多くの県民が介護と仕事の両立に不安を抱えているほか、要介護者と介護者のいずれも65歳以上の高齢者である老老介護や、要介護者と介護者のいずれも認知症の人である認認介護の問題など、介護を取り巻く問題は深刻な状況となっています。
- 保育所、認定こども園等の整備・拡充に伴い、保育現場で働く保育士や幼稚園教諭等の確保が急務となっており、人材確保・定着のためには、給与改善や業務上の負担軽減など、働きやすい環境づくりが必要です。
- 児童虐待相談件数が年々増えており、引き続き、児童福祉司や児童心理司など、職員体制の強化や職員の育成が求められています。虐待対応や関係機関調整等を行える人材のほか、市町村で実施している子育て支援策を実施する人材の確保・育成も必要です。
- ひとり親家庭が抱える課題は、就労から生活や子育て等多岐にわたっており、相談内容を踏まえ、必要な支援につなげることが求められます。

具体的な取組

ア 介護人材（高齢者福祉）の確保等

- 必要な介護サービスが提供されるよう、介護分野への多様な人材の就業促進や介護職員のキャリアアップ支援、働きやすい職場環境の整備など、介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を実施します。
- 介護従事者の負担軽減や業務の効率化等を一層進めるため、介護ロボットの導入やICTの活用により職場環境の改善に取組む介護事業所等を支援します。

イ 障害福祉人材の確保等

- 障害のある人のニーズ、障害特性に応じたサービスが提供できる体制を整え、人材の確保と資質向上に努めます。また、離職防止を図るため、必要な支援を行います。

ウ 子ども・子育て人材の確保等

- 待機児童解消に向けた保育所の開設や多様化する保育ニーズに対応する人材の確保のため、「ちば保育士・保育所支援センター」において、保育士に対する就職相談及び求職者ニーズに合った就職先のあっせん等の就職支援並びに県内保育所等に対する助言・相談等を行います。
- 児童相談所職員がそれぞれの役割を適切に果たすために必要な研修を受講できるよう研修計画を見直し、職員の虐待対応力の向上を図るなど、人材育成を行っていきます。
- 養育者の資質の向上を図るため、研修等を強化するとともに、里親や施設の職員が、子どもの権利を擁護し、適切な養育を行えるように研修等を通じた養育技術の向上を図ります。
- ひとり親家庭の親が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立し、子どもが安心・安全に、また、心身ともに健やかに成長できるよう、支援します。

県の主な取組・支援

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ○ 介護職の魅力発信・理解促進
若手介護職員を「介護の未来案内人」として委嘱し、高等学校等への派遣やSNSの活用をとおして、介護職の魅力を発信するとともに、介護未経験者を対象に、介護の入門的な知識・技術に関する研修等を実施するなど、介護職の理解促進を図ります。 | 健康福祉指導課 |
| ○ 介護ロボット導入支援、介護事業所におけるICT導入支援
介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットを導入する介護事業者等に対し、その経費の一部を補助します。
また、介護従事者の業務負担の軽減や業務効率化を図るためにICTを導入する介護事業者等に対し、その一部を補助します。 | 高齢者福祉課 |
| ○ ちば保育士・保育所支援センターの運営
保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「ちば保育士・保育所支援センター」を運営します。 | 子育て支援課 |

第4章 計画の具体的な取組
～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

<p>○ 保育士等の確保・育成、保育士の処遇改善 潜在保育士が再就職する際の就職準備金や保育士養成施設の学生に対する就学資金などの貸付を実施します。 保育士の確保・定着対策を一層推進し、県内の保育環境の改善を図るため、民間保育所の保育士の処遇（給与）改善を実施します。</p> <p>○ 手話・点訳・介助員等の養成 手話通訳者、点訳・朗読奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員の養成については、養成研修事業の内容の充実と受講募集の周知を図ります。</p> <p>○ 障害者ピアソポーターの養成 障害のある人の経験や能力を生かすとともに社会参加を促進するため、ピアソポーターが支援者へとキャリアアップできるよう研修を実施するとともに、就労や地域活動等へつながるよう関係機関に対するピアサポートの普及や環境づくりに努めます。</p>	<p>子育て支援課</p> <p>障害者福祉推進課</p> <p>障害福祉事業課</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------

2 地域福祉を担う住民の育成・組織づくり

(1) 民生委員・児童委員活動への支援

現状と課題

- 地域で活動する民生委員は児童委員を兼ねており、地域の子どもたちや子育て家庭の見守り、地域住民の様々な困りごとの相談に応じ、必要な福祉サービスにつなげることや福祉サービスに関する情報を適切に提供するなど、地域と行政をつなぐ重要な役割を担っており、県内では、約9,300人の民生委員・児童委員が活動しています。
- 民生委員・児童委員は、2022年（令和4年）12月現在、731人の欠員が生じており、なり手不足の解消が必要です。
- なり手不足の主な理由は、地域の人口減少や高齢化の進展により、民生委員・児童委員のなり手となる人材が少ないとこと、また地域福祉を担う民生委員・児童委員の負担が重くなっていること、無報酬かつ献身的な活動の意義が地域社会に十分理解されていないことなどが挙げられます。

具体的な取組

- 民生委員・児童委員がより活動しやすい環境づくりのために、社会福祉協議会や自治会等、多様な主体との連携体制が整備されるよう、市町村に対し助言等を行うとともに、民生委員・児童委員の重要性や意義、活動内容等を積極的に発信し、住民への理解を促します。
- 民生委員・児童委員の知識や技能等の向上及び活動の充実のために、千葉県民生委員児童委員協議会や市町村と連携し、研修の充実強化を図ります。
- 市町村や千葉県民生委員児童委員協議会等の関係機関と連携し、民生委員・児童委員の負担軽減を図るとともに、幅広い手確保に努めます。

県の主な取組・支援

- 民生委員・児童委員活動への支援
民生委員・児童委員活動に要する経費の支出や、活動の充実強化を図るために研修を行います。【再掲】

健康福祉指導課

第4章 計画の具体的な取組
～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

- 千葉県民生委員児童委員協議会との連携強化
　民生委員児童委員協議会の運営に必要な経費の一部を交付
　します。

健康福祉指
導課

(2) コミュニティソーシャルワーカーの育成・活動の充実

現状と課題

- コミュニティソーシャルワークとは、社会福祉に関する知識やネットワークを生かし、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援（ソーシャルワーク）と、地域全体で取り組む活動の地域支援（コミュニティワーク）を総合的にコーディネートするものです。
- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは、コミュニティソーシャルワークを行うスキルを持つ人であり、主に市町村社会福祉協議会等に配置され、既存の福祉サービスだけでは対応が困難な課題を抱える人、支援が必要であるにもかかわらず、制度の狭間に陥って声を上げられない人や社会的なつながりの弱い人など、地域での助け合いだけでは対応が難しい課題に取り組む役割も期待されています。
- 地域には介護保険制度による生活支援コーディネーターなど、役割が重なる専門職等もいることから、CSWのサポートのもと、行政、住民、民間団体等が連携して、主体的に取組を進める体制づくりが課題となっています。
- 県社会福祉協議会と協働して、平成20年度からCSWを養成し、令和3年度までに、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、福祉関係者等903名が養成研修の修了認定を受け登録されました。

具体的な取組

- 民生委員・児童委員やボランティア等の地域福祉活動を担う人や、社会福祉協議会や地域包括支援センター等で社会福祉等に係る個別支援又は相談支援を担う人に対して、コミュニティソーシャルワークの知識・技術を普及することで、CSWの育成を推進します。
- CSW等を活用した住民主体の課題解決に向けた体制・地域づくりを進めるとともに、県社会福祉協議会と協働して支援します。
- CSWの配置促進・養成に取り組むとともに、CSWの活動支援に取り組みます。地域住民等が連携・協働して地域づくりを進めていくため、CSWを地域に配置し、地域の実情に応じた包括的な支援に取り組めるよう、必要な支援を行います。

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

県の主な取組・支援

- コミュニティソーシャルワーカーの育成
　　コミュニケーションソーシャルワーカー育成のための研修事業を
　　委託事業として行います。
- 社会福祉協議会との連携促進
　　コミュニケーションソーシャルワーカー育成のための研修事業を
　　委託しており、年1回評価会議を行います。

健康福祉指
導課

健康福祉指
導課

(3) NPO、ボランティア活動等の地域福祉活動への支援

現状と課題

- NPOやボランティア等の地域福祉活動は、行政や企業では十分に対応できなくなった社会的ニーズに柔軟性を持って速やかに対応することができ、住民が自主的に助け合い、支え合う地域社会を作っていくための役割を担っています。
- 地域におけるつながりが弱まっていることから、住民自らが地域の課題解決に主体的に取り組むことが重要となっており、自発的に他人や社会に貢献しようとするボランティアやNPOによる地域貢献活動に期待が寄せられています。
- このほか、自然災害が全国各地で発生していることに関連したボランティアへの関心の高まりや、高齢者の地域活動（福祉施設等におけるボランティア活動や自治会活動など）への参加意欲の高まりを踏まえ、地域福祉活動の担い手となる人材の養成を充実させる必要があります。

具体的な取組

- 誰もがボランティア活動に参加できる機会を提供するとともに、県社会福祉協議会と連携したボランティア等の支援や研修、参加促進のための活動体験の場や機会の提供、広報・普及啓発等を通じて、人材の育成を図ります。
- 県民活動への関心を深め、理解と参加の促進を図るため、ボランティア・NPO活動に関する情報提供、普及啓発等を行います。
- ボランティア活動の関心と理解の高まりが継続的な活動につながるよう、体験機会を提供するとともに、ボランティアの受け入れに関して市民活動団体等への支援を行うなど、様々な取組により県民活動の裾野の拡大と活動への定着の促進を図ります。
- 大規模災害が発生した場合に備え、災害ボランティアの養成に取り組みます。

第4章 計画の具体的な取組
～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

県の主な取組・支援

○ 地域ボランティア活動環境整備

ボランティア活動を希望する人が、意欲を持って地域における活動に取り組むことができるよう、ボランティアと受入団体のマッチングを図るサイト「ちばボランティアナビ」の管理運営等を行うとともに、受入団体の開拓・支援やボランティアの魅力を体感することができる体験会の開催などにより、ボランティア活動の促進・定着に向けた環境を整備します。

県民生活課

○ 県民活動の普及啓発の推進

各種広報媒体やSNSを活用し、県民活動への理解や参加の促進に資する情報を発信します。また、ボランティア活動の基礎知識やNPO法人制度に関する説明会を要請に応じて実施します。

県民生活課

○ 若手ボランティア活性化の促進

県警ホームページでの広報のほか、防犯講話等のあらゆる機会を通じて、ボランティア活動の重要性等を広報し、人員の獲得や活性化を図ります。

警察本部生活安全総務課

3 地域住民、社会福祉法人、NPO、企業等の参画促進

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化の急速な進展の中、地域共生社会を実現していくためには、これまで地域福祉の活動に関わってきた組織や人だけではなく、次代を担う子どもや青少年などの若者を始め、その地域で暮らす全ての人が、それぞれの特性や技能を生かして、地域福祉の担い手として活躍する社会を作っていく必要があります。
- また、地域福祉の推進には、社会福祉制度などの公的サービスだけでなく、住民、ボランティア、NPO等の自主的、主体的な地域活動のほか、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業などの民間組織の力を活用した活動を一層促進していく必要があります。
- 地域の担い手の裾野を拡大し、多様な能力を生かすためには、高齢者、就業者、子育て中の親、学生などの地域住民、生協・農協等の協同組合、企業、商店街、市場、学校等幅広い主体の関わりを拡げ、連携して取り組むことが重要です。
- 表彰制度など地域における福祉活動を顕彰する仕組みをより一層周知し、動機づけを行うことにより積極的な地域づくり活動等への参画を評価・促進することが重要です。

具体的な取組

- 若者が積極的に地域づくりに参画し、その柔軟な発想や若者が主体となった取組により地域に新たな魅力を付加することが、地域の持続や発展に寄与することから、体験学習の充実など、若者の地域への関心を喚起する取組や活動の場となる居場所づくりなどの支援を行います。
- 今後の超高齢社会において、高齢者の力を地域づくりに生かせるよう、生涯大学校において、地域活動の担い手となる人材の育成を進めます。
- 日常生活支援が必要な人を地域で支えるため、社会福祉法人などの福祉サービス事業者、NPO、老人クラブ、自治会、地域住民組織、企業、学校・学生などの連携・協働による、地域で支え合う機運の醸成と支え合いの仕組みづくりを支援します。

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

- 地域における移動支援の充実を図るため、民間や各N P O等による移送サービスの推進や移動支援ボランティアの育成など、地域資源を活用した多様な支援を促進します。
- 企業と包括的連携協定を締結し、相互に緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することで、地域福祉の向上を図ります。
- 企業や商店街・市場等が保有する施設の開放や資金提供、人材提供などを通じて、地域の一員として地域づくり活動に取り組めるよう、地域活動団体等に関する情報提供など、必要な支援を行います。
- 地域における福祉活動を顕彰する仕組みを一層周知することで、積極的な地域づくり活動等への参画を促進します。

県の主な取組・支援

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ○ 社会福祉法人による公益活動の推進
県内社会福祉法人の地域における公益的な取組状況の把握と先進事例の情報提供を行うことで、法人の取組を促す環境整備を進めます。
社会福祉法人が地域公益事業を行うに当たっては、地域のニーズを把握する場（地域協議会）を設置します。 | 健康福祉指導課 |
| ○ 大学生等のボランティア活動の普及・促進
大学生等のボランティア活動の普及・促進に向けて、県社会福祉協議会と連携して、大学等と協力し、取組を進めます。 | 健康福祉指導課 |
| ○ 老人クラブ活動の活性化
単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会及び県老人クラブ連合会が行う健康づくりや地域支え合い、若手高齢者組織化・活動支援などの様々な活動に対し助成し、老人クラブ活動の活性化を支援します。 | 高齢者福祉課 |
| ○ 男女共同参画の推進
労働の場における男女共同参画の取組を促進するため、仕事と家庭の両立支援や女性の登用・職域拡大等に積極的に取り組んでいる県内の事業所を表彰します。 | 男女共同参画課 |

第4章 計画の具体的な取組
～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

<p>○ 民間企業等との包括的な連携・協力 千葉県版包括連携制度「ちばコラボレーションシップ」等により、民間企業等と連携・協力し、その強みを積極的に活用しながら、地域福祉の向上を含め、地域の活性化や公的サービスの充実を図ります。【再掲】</p> <p>また、高齢者孤立化防止活動「ちばSSKプロジェクト」により、民間事業者が日々の事業活動等の中で、高齢者の見守りに積極的に協力していくよう、地域における見守り支え合う体制づくりに取り組みます。【再掲】</p>	政策企画課
<p>○ 地域住民による自発的な防災ネットワークづくりの支援 県防災研修センターにおける自主防災組織等を対象とした研修の実施や、避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の市町村による作成の促進などにより、地域における自助・共助の取組強化を図ります。</p>	危機管理政策課
<p>○ 地域の防犯ボランティア活動促進 地域で活動する防犯ボランティア間で情報交換等を行うため、「地域防犯力の向上に関する交流大会」を開催します。また、若い世代の自主防犯団体の結成や活動を支援するため、ヤング防犯ボランティアへパトロール資機材（ベスト・帽子等）の貸与を行います。</p>	くらし安全推進課
<p>○ 商業者の地域貢献推進 「商業者の地域貢献に関するガイドライン」に基づき、大型店や商店街が行う地域への貢献活動をきっかけとして、地域ぐるみの連携・協働を促進し、地域を活性化していく環境づくりを進めています。【再掲】</p>	経営支援課

IV

地域福祉を推進する基盤づくり

1 包括的な相談支援体制の構築促進

(1) 包括的な相談支援体制の整備の推進等

現状と課題

- 2017年（平成29年）に社会福祉法が改正され、地域住民等及び支援関係機関による地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、多機関が協働して地域生活課題の解決を試みる包括的な支援体制の整備が、市町村の努力義務として規定されました。
- 市町村には、地域住民等が身近な圏域において主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援するとともに、住民の相談を関係機関が連携し、包括的に支援する体制整備が求められています。
- 県では、地域の力と公的な支援体制が相まって、様々な課題を抱える人や世帯に対して適切な支援が行われるよう、地域の実情に応じた「包括的な支援体制づくり」が求められています。
- 地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、多様な資源を活用して、市町村が地域の特性に応じて主体的につくり上げていくものです。
- また、地域包括ケアシステムは、誰もが地域の必要な一員として認め合い、つながり、支え合う地域共生社会の実現に当たって中核的な基盤となっており、その重要性は近年ますます高まっています。
- 後期高齢者等は、医療サービスと介護サービスの両方が必要となる場合も少なくないことから、病院を退院した患者が自宅や地域で必要な医療・介護サービスを受けられるよう、医療機関の役割分担と連携を進めるとともに、在宅医療と介護との連携体制を構築し、切れ目のない医療・介護サービスの提供体制をつくることが必要です。
- 中核地域生活支援センター事業は、子ども、障害のある人、高齢者などといった対象者の別にとらわれず、24時間・365日体制で福祉に関する総合相談等を行う事業であり、総合相談が地域住民にとって更に利用しやす

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

いものとなるよう、基本福祉圏域である市町村へのセンター機能の普及や現センターの広域性・高度専門性を進めています。

具体的な取組

ア 包括的な相談・支援体制の構築

- 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項の一つとなっている、包括的相談支援体制の構築を推進するため、県社会福祉協議会と連携し、先進事例の紹介や、研修等を実施し、市町村の体制構築を支援します。
- 高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者などの各福祉分野を超えて、相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援等の事業を一体的に行う、市町村の重層的支援体制整備事業の実施に向け、中核地域生活支援センターや県社会福祉協議会等の関係団体と連携し、市町村を支援します。

イ 地域包括ケアシステムの推進

- 地域包括ケアシステムの推進のため、在宅医療・介護の連携の促進、生活支援サービスの充実・強化、地域実情に応じた介護予防・日常生活支援の推進に向けて、市町村に対し、会議や研修等を通じて必要な助言、支援を行います。
- 在宅医療を支える診療所・病院や訪問看護ステーション、それらに関わる人材等の医療資源が不足しているため、これらを増やす取組を進めます。

ウ 中核地域生活支援センターの広域性・高度専門性

- 市町村や各相談支援機関が相談事例に対応するに当たって、市町村等からの求めに応じて、専門的かつ多面的な視点に立った助言等の支援を行います。

県の主な取組・支援

- 市町村の包括的相談支援体制の普及促進
市町村の体制構築に向けて、市町村職員を対象に市町村地域福祉計画の必要性や計画策定までの具体的な方法を習得することを目的とした先進事例の紹介や、研修等を実施します。

健康福祉指導課

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

○ 地域包括ケアシステムの推進体制構築への支援

地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取組状況を評価するとともに、市町村の実情を把握した上で、必要とする市町村に対しアドバイザーを派遣し、取組を支援します。

また、生活支援コーディネーターはじめ、介護予防・日常生活支援総合事業に関わる専門職の育成のほか、市町村担当者に各種研修会を行います。

高齢者
福祉課

○ 中核地域生活支援センターの運営

「地域で生きづらさを抱えた人」の相談支援、市町村等のバックアップ、関係機関のコーディネート及び権利擁護を行う中核地域生活支援センターを、県内13か所に設置・運営しています。

健康福
祉指導
課

(2) 重層的支援体制整備構築の支援

現状と課題

- これまでの福祉の改革では、高齢者、障害のある人、子どもといった分野ごとに、専門的な支援を充実させてきました。こうした公的サービスの充実自体には大きな意味がありますが、分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている現状にあります。
- 例えば、80代の親がひきこもり状態の50代の子どもの生活を支える「8050問題」、育児と介護のダブルケア、子どもがDVを目撃することによる心理的虐待、どの制度の対象にもならないごみ屋敷問題等、家族や地域が抱える課題が複雑化・多様化しています。
- 社会福祉法の2020年（令和2年）改正により、重層的支援体制整備事業（重層事業）が創設され、「属性を問わない相談支援（相談支援）」、「多様な社会参加に向けた支援（参加支援）」及び「地域づくりに向けた支援（地域支援）」の3つの支援を一体的に実施し、制度の縦割りを超えて、人のつながりを再構築しようという、新たな重層事業が推進されています。
- なお、県内では2022年度（令和4年度）時点で、木更津市、松戸市、柏市及び市原市が重層事業を実施しています。

具体的な取組

- 重層事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施していくものであることから、市町村において重層事業に取り組めるよう必要な助言、情報の提供その他の支援を行います。

【市町村の重層的な支援体制3つの柱】

- 柱1 「相談支援」 = どんな相談も最初の窓口で丸ごと受け止め、相談を断らない。
- 柱2 「参加支援」 = 仕事をしたり地域活動に参加したり、本人にあった場を探して、そこで役割を見いだせるよう支援していきます。
- 柱3 「地域支援」 = 子ども食堂や運動教室など、住民自らの意思で行う多様な活動や居場所を増やしていきます。

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

- 市町村の重層事業を効果的に行うための地域生活課題に関する調査（ニーズ調査）を支援するために県においても広域で独自のニーズ調査を実施し、先行する市町村のニーズ調査等の事例を積極的に紹介していきます。

県の主な取組・支援

- 重層的支援体制構築のための市町村支援
各市町村の包括的な支援体制整備の後方支援に必要な経費の国への要求及び、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた研修を実施しています。
- 中核地域生活支援センターの広域性・高度専門性
市町村や各相談支援機関が相談事例に対応するに当たって、市町村等からの求めに応じて、専門的かつ多面的な視点に立った助言等の支援を実施しています。

健康福祉指導課

健康福祉指導課

(3) 多様な主体・サービスがつながるネットワークづくり

現状と課題

- 福祉サービスの提供に当たっては、高齢者、障害のある人、子育て家庭や要保護児童等、支援を必要としている人々・世帯の状況を的確に把握して、一人ひとりのニーズに適切に対応できる体制づくりが必要です。
- 抱えている地域生活課題が複合化・複雑化しているケースや、公的な福祉サービスの制度の狭間にあって対応の難しいケースは、介護・障害・子育て等の分野ごとのサービスを充実させるだけではなく、各分野の相談支援機関が連携して、どのような支援が必要かを見極め、包括的に支援ができるよう、必要なサービスを総合的かつ継続的に提供していくことが求められています。

具体的な取組

< 福祉・保健・医療・介護サービスの一体的な提供の支援 >

- 多様な福祉ニーズや複合的な課題に対応した支援が行われるよう、在宅医療や介護予防など、個々の分野における取組はもちろんのこと、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの連携を促進するとともに、サービス総合化の視点で諸施策の推進を図ります。
- 福祉サービス従事者等が、多様なサービスを適切に活用できるよう、情報提供や関係機関との連携強化に努めます。
- 民生委員・児童委員や民生委員・児童委員協力員により、早期に相談・支援につなげる地域のネットワークづくりを促進します。また、支援が必要な人を確実に相談支援機関等につなげるため、福祉、保健・医療機関等の関係者や専門職との連携を促進します。
- 住民が相互に協力し、子どもと子育て家庭を支援する小地域ネットワークづくりや、子ども会や母親クラブ等の子育て支援団体、地域子育て支援拠点等による子育て支援のネットワーク化を促進し、誰もが安心して子どもを産み育てられる地域づくりを目指します。

県の主な取組・支援

- 高齢者総合相談機能の強化（地域包括支援センターへの支援）
地域で暮らす高齢者の自立した生活への支援を促進するため、地域包括支援センター職員に対し、総合相談支援・権利擁護・包括的継続的ケアマネジメント支援・介護予防ケアマネジメント業務に関する研修を行います。
また、高齢者のほか、障害、子ども及び困難分野などへの対応や、情勢に応じたテーマにより、幅広い相談への対応力向上を図ります。

- 医療的ケア児等への支援
医療的ケア児やその家族等の多様なニーズを把握し、地域で切れ目ない適切な支援につなげていくため、医療的ケア児等支援センター「ぱらりす」を設置しました。
同センターでは、医療的ケア児の家族等から寄せられる様々な相談にワンストップで対応するとともに、地域で支援を担う人材の育成などに取り組みます。
また、市町村に対し、困難事例への助言を行い、医療や福祉等の関係者間をつなぐ医療的ケア児等コーディネーターを育成するなど、地域の支援体制の構築を支援します。

高齢者
福祉課

障害福
祉事業
課

2 すべての県民を守るセーフティネットの構築

(1) 制度の狭間の課題への対応

現状と課題

- 近年、血縁、地縁、社縁などの希薄化による、人間関係の貧困とも言える「孤独や孤立」の状態にある人は、高齢者に限らず、若者や中高年など、世代を超えて拡大しています。
- 就労に困難を抱え、長期に就労できない場合、貧困や社会的孤立等に結びつく可能性があります。新型コロナウイルス感染症の影響等により、失業や解雇となる事例があり、就労に困難を抱える人を取り巻く社会情勢は厳しいものとなっています。
- 介護と育児に同時直面する世帯や、障害を持つ子と要介護の親の世帯等、対象者別の施策では対応できないケースや、軽度の認知症や精神障害が疑われ、様々な問題を抱えているものの、公的支援制度の受給要件を満たさないような、制度の隙間に陥り、サービスが受けられないケースが存在しています。

具体的な取組

ア 孤独・孤立対策の推進

- 孤独・孤立対策に当たっては、国の孤独・孤立対策の状況を踏まえつつ、中核地域生活支援センターのほか、ひきこもり地域支援センターなど、各種相談支援機関相互の連携を強化します。

イ 就労に困難を抱える人への横断的支援

- 生活困窮者、障害のある人、ひとり親家庭等、就労に困難を抱える人に対して、関係機関等と連携し、公的なサービス以外の支援も組み合わせながら、個々の状況に応じた就労支援を行います。

ウ 制度の狭間の人・陥るリスクのある人への支援

- 制度の狭間に陥ったり、複合化・複雑化するような課題を抱える人や世帯を早期に把握し、適切に支援につなげます。

第4章 計画の具体的な取組
～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

県の主な取組・支援

○ 働きづらさを抱える人への就労支援

病気やひきこもり等、様々な理由で働きづらさを抱えている人を対象とする新たな就労支援体制の構築を目指し、そのモデルとなるシステム、手法を確立するため、就労支援モデル事業を実施します。

健康福祉
政策課

○ 中核地域生活支援センターの広域性・高度専門性

市町村や各相談支援機関が相談事例に対応するに当たって、市町村等からの求めに応じて、専門的かつ多面的な視点に立つた助言等の支援を実施しています。【再掲】

健康福祉
指導課

(2) 高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者等の分野ごとの対策の推進

現状と課題

<生活困窮者等>

- 生活困窮者の抱える課題は、失業や休業に伴う経済的困窮、多重債務、就職定着困難など、多岐にわたっています。相談者が抱える複合的かつ複雑な課題や、困窮に陥った原因を明らかにして支援を行う必要があります。また、自立相談支援機関窓口への来所者だけでなく、行政につながっていない生活困窮者等をどう支援につなげるかも重要です。

<高齢者>

- 本県の高齢化率は今後も一貫して増加を続け、2030年に30%、2045年には36%となり、その後も上昇する見込みです。これに伴い、高齢夫婦のみの世帯や一人暮らし高齢者、介護を必要とする高齢者数も急激に増加することが見込まれています。

<障害のある人>

- 本県では、身体障害、知的障害、精神障害など、障害のある人が増加傾向にあります。多様化するニーズも相まって、障害福祉サービスの必要量は今後更なる増加が見込まれており、それを支える障害福祉人材の確保も、より重要となってきます。

<子ども・子育て家庭>

- 妊娠・出産・子育てのライフステージに応じて、誰もが安心して子どもを生み、育てられる環境が重要です。一方で、子どもの出生数は長期的に減少傾向にあり、更に子育て家庭や子ども自身の抱える課題が多様化し、虐待を受けた子どもや、様々な理由により親と暮らすことのできない子どもが増えています

<子どもの貧困>

- 2019年（令和元年）の国民生活基礎調査の結果によると、2018年（平成30年）の我が国の「子どもの貧困率」は13.5%と、実に7人に1人の子どもが、貧困に陥っているという調査結果になっています。

<ヤングケアラー・ケアラー>

- ケアラーとは、家族の介護や看病等のケアを無償でサポートする人のことで、18歳未満の子どもはヤングケアラーといわれています。特にヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

強いられ、社会的に孤立しやすく、自分自身の生活を犠牲にせざるを得ない状況に置かれることも多く、社会的な問題となっています。

- ・ 金銭的な余裕のない低所得の家庭では、ヤングケアラーに陥るケースが多い。
- ・ 家庭内のことと外からは見えにくいため実態の把握が十分でない。
- ・ 支援者は学校の先生やケアマネージャーなどに限られ、相談に当たっても生活の実態にまで踏み込むことが困難。

<がん患者、難病患者等>

- 日常生活において多くの困難を抱えるがん患者や難病患者、及びその家族等の複雑・多様化するニーズ等に適切に対応し、患者等の生活の質の向上を図っていくためには、的確な実情把握及びそれに適合する健康づくり・医療・福祉サービスの複合的な提供が不可欠です。

<認知症の人>

- 高齢化の進展に伴い、本県の認知症高齢者は2020年（令和2年）の約30万人から、2025年（令和7年）には約35万人に増加すると見込まれています。認知症は誰もがなりうるものであり、認知症の人やその家族に対する支援を推進していくことが求められています。

<自殺対策>

- 本県の自殺者数は、最高数を記録した2011年（平成23年）以降は全体傾向として減少傾向にあるものの、2016年（平成28年）以降はほぼ横ばいで年間約1,000人が自殺で亡くなっています。性別や年齢、原因や動機もさまざまであることから、総合的な自殺対策が求められています。

<ひきこもり>

- ひきこもりは、原則的には6ヶ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている「状態」（他者と交わらない形での外出をしている場合も含む）といわれており、若者だけでなく中高年世代まで広がり、長期化、高齢化する場合が少なくありません。

<外国人県民>

- 外国人県民は、言葉による意思疎通が十分にできないことや、お互いの文化や生活習慣に対して理解が進まないことから、外国人県民と日本人県民との間で同じ地域住民としてのつながりが生まれず、外国人県民が孤立してしまう状況があります。

＜更生支援＞

- 犯罪や非行をした人たちの中には、仕事や住居がない等の諸事情を抱えて、地域社会で生活する上で孤立している場合が多くあります。

＜住宅確保要配慮者＞

- 高齢者、障害のある人の中には、民間賃貸住宅への入居を希望しても、孤独死や事故等への懸念から入居を断られるケースがあり、住宅確保に配慮が必要な人への支援が求められています。また、外国人や子育て世帯等が安心して賃貸住宅に入居できる環境の整備が必要となっています。

＜犯罪被害者等＞

- 犯罪被害者等は、ある日突然に生命、財産、心身などに直接的な被害を受けるだけでなく、被害直後から警察への届出など様々な対応が必要となることに加え、周囲の人からの配慮に欠けた言動等の二次的被害に苦しめられることもあり、総合的かつ継続した支援が必要とされています。

＜困難な問題を抱える女性＞

- 貧困や性暴力・性犯罪被害、家庭内暴力（DV）などに直面する女性は様々な問題を抱えています。こうした女性が、自立した生活を送るための支援と諸対策が求められています。
- 2022年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年5月25日法律第52号）」が成立し、2024年（令和6年）4月1日に施行されることとなっています。
- 「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいいます。

＜支援対象者＞

DV被害女性、ストーカー被害女性、性暴力被害女性、人身取引被害女性、生活困窮・家庭関係破綻等の女性

＜社会的養護が必要な子ども＞

- 社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。社会的養護が必要な子どもが増えており、社会全体で公的責任をもって、保護し、健やかに育んでいく必要があります。

＜他分野との連携＞

- 様々な課題を抱える人の就労や活躍の場を確保等するためには、福祉以外の様々な分野との連携を図り、地域の活性化に寄与する地域生活課題の解決にも同時に資する取組等が必要となっています。

具体的な取組

ア 生活困窮者自立支援対策の推進

- 生活困窮者に対して、幅広く対応する相談窓口を設け、個々の状況に対応した支援計画を策定し、本人の自立までを継続的に支えていく伴走支援を行います。また、相談に来ることができない生活困窮者等へのアウトリーチを実施するほか、地域における各分野（医療、法律、福祉、就労分野等）の専門機関等とも連携し、生活支援、居住支援、就学・就労支援等の充実を図ります。併せて、生活困窮者支援を通じた地域づくりを目指します。

イ 高齢者への総合的な対応の推進

- 社会参加や就業に意欲のある高齢者が生きがいを持ちながら社会の中で役割を担う生涯現役社会の実現に向けた環境整備を推進するとともに、健康づくりや自立支援、介護予防・重度化防止の取組を推進します。

ウ 障害のある人への総合的な対応の推進

- 就労のための福祉サービスの充実や、福祉サービス事業所を利用する障害者の賃金向上、一般就労の促進と定着支援を図るとともに、身近な地域における相談支援体制や療育支援体制の充実強化を図るため、これらに従事する人材の確保や育成、関係機関の連携を推進します。

エ 子ども・子育て家庭への総合的な対応の推進

- 妊娠・出産・子育てに対する不安や負担を解消するとともに、仕事と生活のバランスの取れた働き方の実現を目指し、子育て家庭を支援します。

オ 子どもの貧困対策

- 全ての子どもたちが、夢や希望を持って成長できるよう、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援」「経済的支援」「支援につなぐ体制整備」を総合的に推進していきます。

カ ヤングケアラー・ケアラーへの支援

- ヤングケアラーの実態を把握し、福祉、介護、医療、教育の関係機関が相互に連携し、一体となって切れ目のない支援を行います。また高齢者や障害のある人を介護する家族等のケアラーへの支援として、相談内容に応じた支援やサービスにつなげていきます。
 - ・ 福祉・医療・介護・教育などの関係機関や専門職、支援者団体等に対するヤングケアラー支援研修等の実施
 - ・ ヤングケアラーのコーディネーター配置

キ がん患者、難病患者等への支援

- がんや難病等になっても住み慣れた地域社会で生活し、自分らしく生きるため、県民が予防から治療に至るまで適切な行動及び選択ができ、これに対する情報と相談による支援が適切に行われるよう、県民と医療・福祉関係者、患者団体、行政、事業者等が連携・協力することにより、総合的かつ計画的な支援を推進します。

ク 認知症の人やその家族への支援

- 認知症を早期に発見し、適切なケアを行えるよう、また、認知症になっても自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に対する正しい理解の普及と医療・福祉・介護の連携による地域支援体制の整備を進めます。

ケ 総合的な自殺対策の推進

- 誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、生きることへの包括的な支援の推進や関連施策との有機的な連携の強化を図り、市町村や関係団体、民間団体等と連携・協働して、地域の実情に応じた総合的な自殺対策の推進を図ります。

コ ひきこもりの状態にある人への支援

- 市町村が実施するひきこもり支援拠点（居場所、相談窓口）づくり、社会参加に係る支援を推進するとともに、身近な相談窓口として生活困窮者自立相談支援機関においても、本人や家族からの相談に対応し、世帯全体を包括的に支援します。

サ 外国人県民等への支援

- 千葉県多文化共生推進プランに基づき、多文化共生の理念や方向性を県民、県や市町村、千葉県国際交流センター、市町村国際交流協会、NPO・ボランティア団体等全ての関係主体において共有し、連携しながら、外国語による情報提供のほか、様々な施策を展開します。

シ 更生支援の推進

- 犯罪をした人等に対する就労支援、住居確保支援、薬物依存症対策、関係機関との連携強化などの取組により、犯罪をした人等が社会で孤立することなく、地域とつながりを持った生活を再建することができるよう施策を実施し、犯罪をした人等の社会復帰と地域への定着を支援し、再犯を防ぐための取組を推進します。

ス 住宅確保要配慮者への支援

- 高齢者や低額所得者、障害のある人、被災者等の住宅確保要配慮者の住宅

の確保のため、県営住宅の既存ストックの有効活用と適切な入居管理を推進するとともに、民間賃貸住宅の活用も推進するなど、官民連携による住宅セーフティネット体制の充実を図ります。

セ 犯罪被害者等支援の推進

- 犯罪被害者等が再び平穏な生活を送れるよう、国や市町村、民間支援団体等の関係機関と連携を強化し、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた支援を行います。

ソ 困難な問題を抱える女性への支援

- 困難な問題を抱える女性の個々の意思を尊重し、抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた最適かつ多様な支援を提供するため、関係機関と連携して体制を整備します。また、千葉県における基本計画を策定し、総合的かつ計画的に各種対策を推進します。

タ 社会的養護が必要な子どもへの支援

- 保護者の虐待や不適切な養育により家庭で暮らすことのできない子どもは、できる限り家庭と同様の環境で養育される必要があることから、里親委託の一層の推進や、施設における家庭に近い環境での養育の実現を目指します。また、関係機関の連携により、支援を進めます。

チ 福祉以外の分野との連携

- 地域共生社会の実現に向け、様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を図るため、保健・医療・福祉はもとより、雇用・就労、住まい、教育、産業など福祉以外の他分野の関連計画に基づく施策との横断的な連携の下、総合的な対応が行えるよう、各種の取組を推進します。

県の主な取組・支援

- 生活困窮者自立支援対策の推進

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図り、生活困窮者に対して幅広く対応するため、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じます。

- ・ 自立相談支援事業の実施

生活困窮者に対して、幅広く対応する相談窓口を設置し、本人の自立までを継続的に支えていく相談支援や包括的な支援計画の策定を実施します。

また、複合的な問題を抱える生活困窮者を早期に把握するため、関係機関とのネットワークづくりに努めます。

健康
福
祉
指
導
課

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

- ・ 住居確保給付金の支給
離職等により住宅を失った人、又は失うおそれのある人に対して、一定期間家賃相当額を支給します。
- ・ 就労準備支援
直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、職業訓練や就労体験の場を提供するなど、就労に向けた支援を実施します。
- ・ 家計改善支援
生活困窮者世帯の収支について、家計表の活用や出納管理の支援など家計の視点から必要な情報提供やアドバイスなどをを行い、家計管理の能力向上を図り、早期の生活再建を支援します。
- ・ 子どもの学習・生活支援
生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習に関する支援や相談を行い、高校進学等に向けた学力の向上を図るとともに、生活習慣の改善に関する助言等の生活支援を実施します。
- ・ 一時生活支援
住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所、食事、衣類等を3か月（最長6か月）提供し、その間、生活支援、相談支援、居住支援等を行います。
- ・ 研修の開催
関係団体と協力しながら、生活困窮者の支援に従事する職員を対象とした各種研修を実施し、人材の育成を支援します。
- ・ 生活福祉資金の貸付
収入の減少や失業等により生活に困窮する世帯に対し、経済的自立に必要な資金を貸し付けるため、相談支援機関と連携して制度の周知を行うなど、効果的な支援ができるように努めます。
- ・ 町村部における就労支援先の開拓などの新しい社会資源の創出等
自立相談支援機関が実施する支援調整会議において、町村職員や関係機関と連携し、町村における独自支援や就労の場の開拓に努めます。
- ・ 認定生活困窮者就労訓練事業の認定
相談支援機関のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う就労訓練事業（いわゆる中間的就労）を促進するため、社会福祉法人等からの申請に

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

<p>より、事業内容や就労支援内容が適切である旨の認定を行います。</p> <p>○ ホームレス自立支援 千葉県ホームレス自立支援計画に基づきホームレスの自立支援や巡回相談にあたる市町村職員・生活困窮者自立相談支援機関窓口の相談支援員に対して、説明会等を通じて情報提供を行い、関係機関によるホームレスへの自立支援が円滑に行われるようになります。</p> <p>○ 地域包括ケアシステムの推進 市町村における先進事例の紹介、市町村や地域包括支援センターの職員、医療・介護従事者、生活支援コーディネーターなどへの研修を行うとともに、個別支援が必要な市町村に対し、医療・介護等の専門家や先進自治体の職員をアドバイザーとして派遣し、問題解決に向けた支援を行っています。</p> <p>○ 子ども・子育て家庭への総合的な対応の推進 「子どもは地域の宝 すべての子どもと子育て家庭の育ちを地域のみんなで支える」という基本理念を実現するため「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」に基づき、子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援対策を総合的かつ計画的に推進しています。</p> <p>○ ヤングケアラーへの支援 本県のヤングケアラーの実態調査（2022年（令和4年）7月に実施）結果に基づき、ヤングケアラー・コーディネーターの配置や、ピアサポート・オンラインサロンを設置するとともに、ヤングケアラー関係機関職員研修の拡充を図ります。また、児童生徒向けパンフレットや動画などを活用し、理解を深めるための積極的な広報啓発を促進します。</p> <p>○ 総合的な自殺対策の推進 自殺の実態や特徴等の情報収集や原因等の分析を行い、それぞれの地域の実情に応じた自殺対策が実施されるよう、市町村等に対し情報提供や助言等の支援を行います。また、悩みや問題を抱えている人が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な分野の機関と連携して支援につなぐことにより、自殺者の減少に取り組みます。 さらに、地域における自殺対策の中心となる市町村や関係機関の自殺対策の相談支援従事者に対する研修を実施することにより、人材の養成や資質の向上を図ります。</p>	<p>健康福祉指導課</p> <p>高齢者福祉課</p> <p>子育て支援課</p> <p>児童家庭課、児童生徒安全課</p> <p>健康づくり支援課</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

<p>○ ひきこもり状態にある人への支援 ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもりの状態にある本人、家族等からの相談に応じています。 また、市町村が実施するひきこもり支援拠点（相談窓口、居場所等）づくり、社会参加にかかる支援を推進します。 その他、市町村で実施するサポート事業（サポート一派遣事業）の「ひきこもりサポート（本人や家族等に対する支援やピアサポート活動を含む活動を行う者）」として活動を希望する方の育成・スキルアップのための「ひきこもりサポート養成研修」を実施します。</p>	障害者福祉推進課
<p>○ 地域日本語教育の推進、外国人住民への相談支援 外国人が日常生活において日本語でコミュニケーションを取れるよう、生活レベルの日本語を学べる環境づくりを進めるため、市町村が新たに開設する日本語教室の支援などを行います。 また、外国人が安全で安心な生活を送ることができるよう、多言語での相談が可能な窓口を設置するほか、弁護士や行政書士による専門相談も実施します。</p>	国際課
<p>○ 性犯罪・性暴力被害者の支援 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」において、被害者の心身の負担軽減と健康回復をサポートするための電話相談、面接相談、医療支援、法律相談などを行います。</p>	くらし安全推進課
<p>○ 困難な問題を抱える女性への支援を行う民間支援団体との連携及び協働 DV被害者支援活動を行う民間支援団体と県による「DV被害者支援活動団体連絡会議」を開催し、引き続き連携強化に努めます。 また、DV被害女性等の安全を守るために、一時保護業務を民間支援団体に委託することをはじめ、官民一体となり、困難な問題を抱える女性の状況に応じたきめ細やかな支援を提供することを目指します。</p>	児童家庭課
<p>○ 困難な問題を抱える女性への支援に従事する人材の育成 県、市町村及び民間団体においてDV相談業務に従事する職員を対象に、体系的に研修を実施し、必要な技術の習得を図ります。 また、DV相談業務に当たる担当者の手引書として「DV関係機関対応マニュアル」、「DV被害者のための支援機関ハンドブック」</p>	児童家庭課

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

ク」を作成し、担当者の資質向上を図ります。		
○ 女性サポートセンターの運営	婦人相談所及び中核的な配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害女性等の相談・一時保護・生活再建支援について、多様な入所者の状況に応じたきめ細やかな対応を図るとともに、処遇の難しい事案等に対する助言・情報提供並びに専門的・広域的な対応の実施等、総合的な調整・支援機能を果たします。 また、連絡会議等によってDV被害者支援体制の強化、相談担当職員の資質向上を図ります。	児童家庭課
○ 社会的養護が必要な子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none">里親委託推進事業 里親制度への社会的理解を一層促進するため、里親のリクルート、研修、支援等を一貫して担うフォースタлинг機関（里親養育包括支援機関）による包括的な支援体制を構築します。次世代育成対策施設整備交付金事業 施設の小規模化や地域小規模児童養護施設の設置など、子どもの居住環境を改善するための施設整備に対し補助を行います。	児童家庭課
○ 民間企業等との包括的な連携・協力	千葉県版包括連携制度「ちばコラボレーションシップ」等により、民間企業等と連携・協力し、その強みを積極的に活用しながら、地域福祉の向上を含め、地域の活性化や公的サービスの充実を図ります。【再掲】 また、高齢者孤立化防止活動「ちばS S Kプロジェクト」により、民間事業者が日々の事業活動等の中で、高齢者の見守りに積極的に協力していくよう、地域における見守り支え合う体制づくりに取り組みます。【再掲】	政策企画課
○ 雇用の促進と多様な就労の支援	<ul style="list-style-type: none">千葉県ジョブサポートセンター 主に子育て中の女性や中高年齢者の再就職の促進及び就職後の職場定着を図るため、就労に係る一貫した支援を行います。ジョブカフェちば 就職を希望する若者を対象に、キャリアカウンセラーによる個別相談や就職に役立つ各種セミナーなど、総合的な就職支援サービスをワンストップで提供します。	雇用労働課

第4章 計画の具体的な取組
～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

- ・ ちば地域若者サポートステーション
若年無業者（ニート）の職業的自立を支援するため、個別相談を行い、働く意欲の向上やキャリア開発を図るためのプログラムを実施します。

3 福祉サービスの質の向上と、地域に必要な福祉サービスの供給

(1) 福祉サービスの質の向上

現状と課題

- 福祉・介護分野においては、個人の尊厳を尊重した質の高い福祉サービスの提供が求められており、対人支援の専門職としての基本的な資質に加え、専門性の高い知識・技術を身につけ、利用者のニーズに的確に応えられる人材が求められています。
- 社会福祉事業を担う社会福祉法人、NPO法人、民間企業等の事業者は、法令を遵守し、適正な福祉サービスを提供することはもとより、そのサービスの質を更に向上させることが求められています。
- 福祉サービス第三者評価は、保育所や指定介護老人福祉施設、障害者支援施設、社会的養護施設などにおいて実施する事業について、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から評価を行う制度です。この制度は利用者の適切なサービスの選択と事業者のサービスの質の向上を促すもので、制度の普及・定着・評価結果の活用促進に向けた取組が必要です。
- 社会福祉法においては、福祉サービスの質の向上のための自己評価の実施等が努力義務と規定されており、事業者の積極的な受審が望まれています。

具体的な取組

ア 福祉従事者に対する研修体制の整備等

- 適切で良質なサービスを提供できるよう、研修内容の充実や研修体制の整備を図るとともに、研修に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

イ 社会福祉事業の健全な運営の確保を図るための指導検査等の実施

- 社会福祉施設等の運営の適正化とサービスの質の向上を図るため、厳正かつ効果的な指導監査を実施します。

ウ 福祉サービス第三者評価制度等の推進

- 利用者が福祉サービスを選択する際に、有益な情報を入手できるよう、「福祉サービス第三者評価制度」の普及・定着、事業者の受審促進、評価結果の活用促進を図ります。

第4章 計画の具体的な取組
～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

- 苦情受付窓口の設置等、社会福祉事業者の苦情解決を迅速かつ適切に行う体制の整備を促進します。また、運営適正化委員会の事業内容や苦情解決制度を広く周知するとともに、第三者委員による的確・迅速な苦情解決を促進します。

県の主な取組・支援

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ○ 生活困窮者支援従事者への研修等
関係団体と協力しながら、生活困窮者の支援に従事する職員を対象とした各種研修を実施し、人材の育成を支援します。 | 健康福祉指導課 |
| ○ 福祉サービスの点検・評価等の推進
社会福祉施設等におけるサービスの質の向上を図るため、第三者・外部による公正・中立かつ専門的な評価を促進します。 | 健康福祉指導課 |
| ○ 介護職への研修等
福祉関係団体等において、知識や技術向上を図る研修等を実施します。 | 高齢者福祉課 |

(2) 地域に必要な福祉サービスの供給

現状と課題

- 誰もが住み慣れた地域で、共に安心・快適に暮らし続けるためには、高齢者、障害のある人、子育て世帯、生活困窮者、外国人、住宅確保要配慮者等に対して、必要となる福祉施設及び福祉サービスを安定的に提供することが求められています。
- このため、障害者計画、高齢者保健福祉計画、子ども・子育て支援プラン2020などの分野別計画により、社会福祉施設や在宅福祉サービス等のサービス基盤について、目標を掲げた計画的な整備が必要です。

具体的な取組

- 分野別計画に掲げられた目標に沿って、社会福祉施設や在宅福祉サービス等のサービス基盤整備を促進し、必要なサービス量を確保していきます。

県の主な取組・支援

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ○ 保育所等の整備促進
待機児童の早期解消を図るため、保育所等の施設整備費について、国の助成に県が独自に加算措置を行い、緊急的に整備を促進します。 | 子育て支援課 |
| ○ 介護サービス基盤の整備・充実
要介護状態になっても、住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、市町村の実施する地域密着型サービスの普及・整備促進を図ります。
また、特別養護老人ホームなどの介護サービス基盤については、高齢者人口やニーズを見据え市町村と連携しながら、整備を促進します。 | 高齢者福祉課 |
| ○ 障害者グループホームの充実
障害のある人を対象とするグループホーム等は、障害のある人が地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らすための「住まい」として重要な役割を果たしており、引き続きニーズを踏まえた充実を図ります。 | 障害福祉事業課 |

V 暮らしやすい環境づくり

1 お互いを認め合う人権を尊重した社会づくりと権利擁護の推進

(1) 人権を尊重した共生する社会づくり

現状と課題

- 社会情勢の変化やグローバル化の進展、価値観やライフスタイルが一層変化している中、年齢や性別、国籍、障害の有無、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが社会に参画し、その人らしく生きていくことができる共生社会の実現に取り組むことは、ますます重要になってきています。
- また、子どもの貧困問題やいじめの問題、障害のある人等社会的に支援を要する人に対する偏見や差別、インターネットやSNSを悪用した誹謗中傷や差別を助長する書き込みなどの人権問題も深刻化しています。
- 子どもや高齢者、障害のある人への虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害の相談件数は、増加傾向にあり、虐待防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。

具体的な取組

ア 多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組

- 「千葉県人権施策基本指針（改定）」の趣旨を踏まえ、女性や子ども、高齢者、障害のある人等の個別分野ごとによる各種計画に基づき、人権が尊重される社会の実現を目指し、こうした方に寄り添う様々な取組を進めます。また、家庭、学校、地域などの様々な場において、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進していきます。
- 地域に人権尊重の理念を普及させるため、県民や企業・職場、福祉関係者、市町村等に対して、あらゆる機会を通じて、幅広い人権啓発の広報活動を推進します。
- 県民が、偏見や差別、人権侵害等の様々な問題に直面したときに、きめ細かな相談対応のできる体制を整えるため、より一層の相談・支援機関の連携強化、相談機能の充実を図ります。

イ 虐待・DV防止の取組推進

- 虐待やDV被害に対しては、権利擁護のための意識啓発や通報義務の周知等を図り、虐待・DVの未然防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、自立支援まで切れ目のない支援の展開等の体制強化を図ります。
また、高齢者、障害のある人、子どもといった属性別の虐待やDVに対しては、各個別計画に基づき、虐待・DV防止の取組を推進します。
- 児童虐待防止のため、児童相談所や市町村などの相談・支援体制を強化し、教育機関等の関係機関の連携を構築します。

県の主な取組・支援

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ○ 心のバリアフリーの推進
差別意識や偏見をもたない「心のバリアフリー」を達成するため、講演会・研修会の開催等により啓発を行います。 | 健康福祉政策課 |
| ○ 多文化共生社会づくりの推進
国籍・言語・文化・習慣の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員として共に安心して暮らし、活躍できる「多文化共生社会」の実現に向けて、県民の相互理解の増進を図るためのセミナーの開催、国や市町村及び民間団体等と情報共有や連携を促進する会議の開催等を行います。【再掲】 | 国際課 |
| ○ 児童虐待の防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none">・ 子ども虐待防止地域力強化事業
児童虐待に対する意識の啓発や児童虐待の通告先の周知を図るため「オレンジリボンキャンペーン」などの広報・啓発活動を、年間を通じて実施します。・ 児童虐待対策関係機関強化事業
市町村をはじめとする関係機関の職員に対する研修の実施やアドバイザー等の派遣を行い、効果的な連携体制の構築を図ります。 | 児童家庭課 |
| ○ DV防止対策の推進
千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）に基づき、「DVの根絶を目指して、誰もが安心、安全に生活できる社会の実現」を目標に、児童虐待対応部門とDV対応部門とがより緊密に連携してDVの影響を受けた子どもたちへのケア体制を充実させるとともに、加害者対策の検討や多様性に配慮したDV相談体制の充実に取り組みます。 | 児童家庭課 |

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

<p>○ 高齢者虐待防止対策の推進 市町村や地域包括支援センター職員、介護サービス事業所職員等に広く虐待防止の理解を深めるとともに、虐待対応技術の向上を図るための研修会を開催します。 また、困難事例に対し市町村が迅速かつ適切に対応できるよう、社会福祉士や弁護士等の専門職団体と連携し、専門性を生かした助言等を行います。</p> <p>○ 障害者虐待防止対策の推進 障害のある人への虐待の防止や早期発見・早期対応を図るために、市町村等関係機関との連携強化や研修の実施、県民への周知啓発等に努めます。</p>	<p>高齢者福祉課</p> <p>障害福祉事業課</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------

(2) 権利擁護体制の推進

現状と課題

- 認知症や知的障害・精神障害のある人等、判断能力の不十分な人が安心して自立した生活を送れるように支援するには、その権利を擁護する仕組みが必要です。
- 成年後見制度は、認知症や知的障害等により判断能力が不十分になった人が、財産の侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりするがないように、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の判断能力に応じて法律行為や財産管理等を支援する制度です。
- しかしながら、成年後見制度が十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用促進に関する施策を推進するため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立（2016年（平成28年）4月）し、同法に基づき、市町村では「成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画」の策定が努力義務化されました。
- 認知症高齢者の増加等により、成年後見制度の担い手である市民後見人や法人後見等の確保の重要性は増しています。また、権利擁護支援を必要とする人への包括的な支援体制を構築するため、福祉、行政及び法律専門職などの多様な主体が連携したネットワークづくりが求められています。

具体的な取組

ア 成年後見制度の利用促進等

- 誰もが住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送れるよう、子どもの頃からの学校での成年後見制度の教育や、その後の普及・利用促進のほか、各種の権利擁護の取組を推進します。
- 市町村や関係機関と連携して、虐待防止、高齢者や障害のある人等の権利擁護を進めるとともに、関係機関の専門性を生かした包括的・多層的な権利擁護支援に取り組みます。
- 裁判所等関係機関と連携し、市町村による、成年後見制度利用促進のための中核機関の設置、地域連携ネットワークの構築、市民後見人の養成等に向けた支援を行います。
- 高齢者を含めた消費者被害を防止するため、被害の現状や被害から身を

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

守る方法などについて、家族や周囲の人々の認識を深め、家族や地域での見守りを促進するなど、どこに住んでいても適切な消費生活相談を受けられる体制づくりを進めます。

イ 日常生活自立支援事業の推進

- 日常生活自立支援事業等の支援を必要としている人が適切に利用できるよう、ホームページや各種研修会などで事業周知を行うとともに、県社会福祉協議会と連携し、取組を進めます。
- 県社会福祉協議会では、市町村社会福祉協議会とともに、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や財産の管理・保全等を行う「日常生活自立支援事業」の実施、生活支援員等による定期的な見守り等の支援を推進しています。

県の主な取組・支援

○ 成年後見制度の推進 成年後見制度の利用促進及び市町村等に対しその体制整備のための支援を行います。	健康福祉指導課
○ 日常生活自立支援の推進 日常生活自立支援事業の実施に必要な経費を、国庫補助事業として補助します。	健康福祉指導課
○ 高齢者権利擁護・身体拘束廃止の推進 高齢者福祉施設における介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、身体拘束廃止に関する研修を行い、身体拘束廃止を推進する人材を養成します。 また、高齢者福祉施設の要請を受け、専門家等が、身体拘束廃止に向けたケアの工夫等について具体的な助言を行うなど、施設における身体拘束廃止の取組を支援します。	高齢者福祉課
○ 市民後見の推進 弁護士などの専門職による後見人だけでなく、市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見活動を推進する市町村に対し助成します。	高齢者福祉課
○ 地域における障害のある人の権利擁護体制の構築 地域社会の中で、障害のある人に対する理解を広げていく	障害者福祉推進課

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

ため、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、広域専門指導員や地域相談員による差別に関する相談活動等を通じて事案の解決を図るとともに、差別の背景にある社会慣行等の問題について協議する推進会議等を通じて、障害のある人への理解を広げる取組を推進します。

○ 消費者被害防止対策等の推進

消費者被害を防ぐため、暮らしに役立つ知識を学ぶ消費者向け講座や、日常的に高齢者と接する民生委員や訪問介護事業者等を対象に、被害の現状や気づきのポイント等を学ぶ講座を実施します。

くらし安全
推進課

(3) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを活用した
福祉のまちづくりの推進

現状と課題

- 東京2020大会の開催以来、ホストタウン制度を活用した国際交流の推進、訪日外国人の受入環境の整備、会場施設や交通拠点のバリアフリー化、パラスポーツの振興、オリンピック・パラリンピック教育をはじめとする心のバリアフリーの推進、ボランティア活動への参加促進など、多様な取組が各地で展開されてきました。
- 県では、高齢者や障害のある人等の日常生活や社会生活における様々な障壁を取り除いていく「福祉のまちづくり」の推進や「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針」等により、誰もが安全で快適に利用できる公共的施設の環境整備を促進しています。
- 障害のある人や介護が必要な高齢者、妊産婦など歩行が困難と認められる人用の「ちはば障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）」の普及及び適正利用の促進、鉄道駅のホームドア等の整備、ノンステップバスや福祉タクシーの導入促進、視覚障害者誘導用ブロックの設置などにより、ソフト、ハード面でのバリアフリー化も進めています。
- 様々な分野でのこうした取組については、東京2020大会時の一過性のものにとどまらせることなく、レガシーとして活用できるよう、スポーツ・文化を通した地域の活性化や、共生社会の実現を進めていくことが必要です。

具体的な取組

ア 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを活用した
環境整備

- 東京2020大会を契機に展開してきた、ソフト・ハード両面におけるバリアフリー化を推進するとともに、障害者スポーツの普及や、障害のある人と障害のない人との理解や交流を深める取組、ボランティア活動への参加機運の醸成、幅広い人材による多様なボランティア活動の取組等を、レガシーとして地域づくりに波及させていきます。
- 東京2020大会を活用した教育の成果を無形のレガシーとして受け継ぎ、共生社会の形成を目指して学校と地域等が連携・協働し、障害のある人

や高齢者等を含めた他者の理解を深めるとともに、パラスポーツなどを通じて、相互に支え合い、認め合える「心のバリアフリー」の実践が広がるよう、引き続き周知・啓発を行います。

イ 福祉のまちづくりの推進等

- 「千葉県福祉のまちづくり条例」などにより、ユニバーサルデザインの理念の普及と実践の促進を図るとともに、誰もが安全で安心して快適に過ごすことができるよう、ハード面とソフト面のバリアフリー化の取組を促進し、地域での支え合いの推進や地域福祉を担う人材の育成等を通じて、全ての人に優しい福祉のまちづくりを推進します。
- 県民、事業者等が、誰もが可能な限り利用しやすい地域づくりやまちづくりに取り組んでいけるよう、普及啓発や情報発信を行っていくとともに、県内の様々な施設のバリアフリー情報を掲載する「ちばバリアフリーマップ」などの充実を図ります。

県の主な取組・支援

- 千葉県福祉のまちづくり条例の推進
千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、整備基準に適合している公益的施設等に適合証の交付をします。
- ちば障害者等用駐車区画利用証制度の普及促進
障害者等用駐車区画の適正利用を促進するため、高齢者、障害者等に対して利用証を交付します。
- 多文化共生社会づくりの推進
国籍・言語・文化・習慣の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員として共に安心して暮らし、活躍できる「多文化共生社会」の実現に向けて、県民の相互理解の増進を図るためにセミナーの開催、国や市町村及び民間団体等との情報共有や連携を促進する会議の開催等を行います。【再掲】
- 地域ボランティア活動環境整備
ボランティア活動を希望する方が、意欲を持って地域における活動に取り組むことができるよう、ボランティアと受入団体のマッチングを図るサイト「ちばボランティアナビ」の管理運営等を行うとともに、受入団体の開拓・支援やボランティアの魅力を体感することができる体験会の開催などによ

健康福祉指導課

健康福祉指導課

国際課

県民生活課

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

<p>り、ボランティア活動の促進・定着に向けた環境を整備します。【再掲】</p> <p>○ パラスポーツの推進 パラスポーツを広く一般県民に周知するとともに、障害のある人がスポーツに親しめる環境を創出します。</p> <p>○ 障害者芸術文化活動の普及支援 障害がある人の芸術文化活動を支援する「障害者芸術文化活動支援センター」を設置し、そこを拠点として、相談支援や人材育成などに取り組むとともに、県内の様々な関係者とのネットワークづくりを進めます。</p> <p>○ 公共交通機関等のバリアフリー化の推進 妊産婦、高齢者、障害者等誰もが安心して安全に公共交通機関を利用できるよう、鉄道やバス等の環境整備を支援します。</p>	<p>生涯スポーツ振興課</p> <p>文化振興課</p> <p>交通計画課</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------

2 安全・安心なまちづくりの推進

(1) 多様な災害に強い環境づくりの推進

現状と課題

- どのような災害からも、県民の生命・身体・財産を守り、被害が生じてもそれが最小限に食い止められるよう、平時から「自助」・「共助」・「公助」が一体となり、相互に連携した継続的な防災対策に取り組み、地域防災力を向上させることが重要です。
- 県内では、大規模な災害に見舞われるたび、ボランティアや市民活動団体による支援活動地域によって、被災者に励ましや活力を与え、同時に連帯感も生まれ、被災地の大きな力となりました。
- 災害対策基本法では、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（外国人等）が「要配慮者」と定義され、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿の作成が市町村に義務付けられ、個別避難計画の作成も努力義務となりました。
- 避難支援の実効性をより一層高めるためには、平時から様々な災害を想定して、個別避難計画を活用した避難訓練、避難所開設訓練の実施、ネットワークづくりなどの防災対策を地域において取り組む必要があります。

具体的な取組

ア 災害に強い地域づくりの推進

- どのような災害からも、県民の生命・財産を守り、被害が生じてもそれが最小限に食い止められるよう、「自助」・「共助」・「公助」が一体となり、地域防災力の向上を図ります。
- 災害時において活動する災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害福祉支援チーム（DW A T）の体制を強化するとともに、関係団体、機関等との連携を促進します。
- 外国人を含め、平時から防災知識の習得や防災情報の理解の促進とともに、災害時には手話や多言語による迅速で正確な情報の伝達により、適切な避難行動につながるよう情報提供体制の整備を図ります。

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

- 災害に備え、被災者への救援・支援活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアセンターを設置する県社会福祉協議会や関係団体、地域団体等との連携を図ります。

イ 要配慮者対策の推進

- 高齢者、障害のある人、乳幼児、外国人などの要配慮者への支援に当たっては、平時から要配慮者を把握し、地域全体の協働による避難支援体制を整備します。
- 避難所においては、要配慮者に配慮した福祉避難所やスペースの確保、要配慮者を含めた避難者の健康被害の防止を図るとともに、避難所運営に係る行政、医療関係者、災害支援団体等との相互の連携、情報の共有化を図ります。
- 避難行動要支援者の災害時の避難行動について、実効性のある個別避難計画の策定支援及び災害時に速やかな安否確認や避難ができる体制づくりを進めます。

県の主な取組・支援

<ul style="list-style-type: none">○ 災害福祉支援チーム（DWAT）の体制強化 登録時研修を実施し、チーム員の登録者を増やします。 また、チーム員の更なる資質向上のための研修も行います。○ 災害時多言語支援センターの設置 大規模災害が発生した時に、日本語が十分に理解できず様々な困難に直面する外国人住民を支援するため、(公財) ちば国際コンベンションビューローと連携し「千葉県災害時多言語支援センター」を設置して、多言語での情報提供や、被災地への語学ボランティアの派遣、相談対応等を行います。○ 地域住民による自発的な防災ネットワークづくりの支援 県防災研修センターにおける自主防災組織等を対象とした研修の実施や、避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の市町村による作成の促進などにより、地域における自助・共助の取組強化を図ります。【再掲】	<p>健康福祉指導課</p> <p>国際課</p> <p>危機管理政策課</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------

(2) 犯罪の起こりにくいまちづくりの推進

現状と課題

- 本県の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、依然として全国ワースト上位にあり、特に高齢者を狙った電話 d e 詐欺は高水準で推移し、その犯行の手口は日々変化しています。
- 誰もが安全で安心して暮らせる犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するためには、警察の活動はもとより、県民一人ひとりが防犯意識を持ち、県民、事業者、行政などが一体となって、取り組んでいく必要があります。
- 地域における防犯活動の中心である自主防犯団体は、活動主体の高齢化や後継者不足などにより、活動の縮小を余儀なくされている団体も多いことから、自主防犯団体への必要な支援に加え、幅広い人材に地域の防犯を担ってもらう必要があります。

具体的な取組

- 電話 d e 詐欺をはじめとした県民の身近で発生する犯罪の抑止に向け、県民、事業者等との連携を強化するとともに、県民一人ひとりの防犯意識を向上させるため、広報啓発活動を推進します。
- 地域の防犯力を強化するため、自主防犯団体や学生等で構成されるヤング防犯ボランティアの活動を支援するとともに、幅広い人材に地域の防犯を担ってもらえるよう、日々の生活に防犯の視点をプラスする「プラス防犯」の取組を推進します。
- 市町村が実施する防犯カメラや防犯ボックスの設置などの地域の実情に即した防犯施策への支援を行います。

県の主な取組・支援

- 自主防犯意識の向上と防犯対策の推進
防犯意識の向上や犯罪抑止に向けた広報啓発を行うとともに、電話 d e 詐欺撲滅に向けた取組を実施します。また、県民や事業者、自主防犯団体等による防犯活動の促進を図ります。

くらし安全
推進課

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

県警ホームページ、メールマガジン、SNS、各種広報啓発物などを活用した防犯情報等の発信に努め、県民の自主防犯意識の向上を図るとともに、自主防犯団体の活性化を図るため、防犯キャンペーンや合同パトロール等に連携して取り組みます。

警察本部生
活安全総務
課

3 デジタル技術を活用した環境整備

(1) デジタル技術の活用推進

現状と課題

- 情報通信技術の発達に伴い、高度化・多様化したICTサービスや、AI、IoT、ロボットなどのテクノロジーの技術革新は、私たちの生活に浸透し、生活を支えるとともに豊かにする重要な社会インフラとなっています。
- デジタル技術の更なる進展により、様々な分野における地域生活課題の解決が見込まれることから、デジタル技術を効果的に活用した福祉施策の展開を図っていく必要があります。
- 行政手続における業務内容や業務プロセスなどの見直しを行うとともに、マイナンバーも活用しながら、オンライン申請の対象手続を拡大し、県民や事業者の利便性の向上を図る必要があります。

具体的な取組

ア デジタル技術を活用した県民等の利便性向上

- 県民等の利便性向上のため、デジタル技術やデータを活用して、効果的・効率的に施策を展開するとともに、インターネットを活用した情報提供の拡充や多様な主体が防災情報や公共施設情報等の公共データを利活用できるオープンデータの取組等を推進します。
- 高齢者をはじめ、デジタル機器に不慣れな人に配慮しながら、より一層の行政手続のオンライン化を目指します。

イ 介護ロボット・ICT導入支援

- 医療・介護・健康分野等におけるICTの活用や最新のロボット技術の導入が円滑に進むよう取組を進めます。

県の主な取組・支援

- 福祉施設等総合情報の提供
福祉施設等を利用しようとする人に対して、各福祉施設等が登録した詳しい情報をインターネットにより、リアルタイムで提供します。

健康福祉指導課

第4章 計画の具体的な取組
～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ○ 産学官民連携によるDX推進
市町村や企業、大学、NPO等と連携しながらDXを推進するとともに、千葉県DX推進協議会等の場を通じて普及啓発活動、情報交流等を実施します。 | デジタル戦略課 |
| ○ オープンデータ化の推進
行政が保有する様々な分野のデータを、地域課題の解決や企業活動にも活用できるよう、機械判読性の高いオープンデータとして整備し、利活用を促進します。 | デジタル戦略課 |

(2) 情報格差を生まない効果的な情報発信・手続き

現状と課題

- 情報を手に入れられない人や届かない人は、地域社会において孤立したり、日常生活に困難を抱えることもあることから、情報発信をする場合には、情報の受け手の状況等を踏まえ、受け取る側に配慮した多様な方法で情報を提供することが必要です。
- 県民に対して、正確な情報を迅速かつ確実に提供できるよう、目的に応じて、SNSなど新たな手段を活用しながら、より効果的な情報発信が求められています。

具体的な取組

- 社会的に不利な立場に置かれることが多い高齢者、障害者、生活困窮者、子育て世帯、妊産婦、外国人等や、情報が届きにくい人・世帯も含めた全ての県民に対して、必要となる情報が届くように様々な媒体を活用した情報発信を行います。
- 誰もが福祉サービス等に関する情報を様々な方法でできるだけ容易にかつ利用しやすい形で入手できるよう、福祉サービス事業者等に対して、様々な媒体・手段により、提供するサービス内容等について、正確で分かりやすい情報の提供を積極的に行うよう働きかけます。
- 高齢者や障害のある人、外国人、子ども連れの人など、誰もが安心してサービスを受けられるよう、案内看板等の多言語化や「やさしい日本語」、ピクトグラムによる表記など、思いやりの心あふれるサービスや分かりやすい情報の提供を推進します。

県の主な取組・支援

- 情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発
視覚障害、聴覚障害等、各種障害のある人に対し、行政の職員などが障害のある人と情報のやり取りをする際にどのような配慮を行うべきかを定めた「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」が幅広く活用されるよう、市町村をはじめとした関係機関や民間事業者への周知に努め、必要な配慮を行うよう働きかけます。

障害者福祉推進課

第4章 計画の具体的な取組
～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

<p>○ 手話・点訳・介助員等の養成 手話通訳者、点訳・朗読奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員の養成については、養成研修事業の内容の充実と受講募集の周知を図ります。【再掲】</p> <p>○ 外国人向けホームページ及び生活ガイドブックによる情報提供 千葉県ホームページの「ちば国際情報ひろば」において、外国人向けの情報を多言語で提供します。また、外国人県民向けの生活ガイドブック「ハローちば」を掲載します。</p> <p>○ 千葉県ホームページのアクセシビリティ向上 ホームページで提供される情報や機能を、誰もが支障なく利用できるよう、「千葉県ホームページウェブアクセシビリティ方針」に基づき、ウェブアクセシビリティの向上に努めます。</p>	<p>障害者福祉推進課</p> <p>国際課</p> <p>報道広報課</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------

VI

市町村の主体性・創造性を推進する支援

1 市町村地域福祉計画の策定支援等

(1) 市町村地域福祉計画の策定支援等

現状と課題

<市町村地域福祉計画について>

- 市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、住民の多様な地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、主体性を持って計画的に整備していくものです。
- 市町村地域福祉計画は、地域を取り巻く環境が大きく変化し、地域生活課題が複雑・多様化する中、地域福祉を推進していくため、2017年（平成29年）改正社会福祉法により、策定が努力義務となるとともに、高齢者、障害者、児童等の各福祉分野の個別計画の上位計画に位置付けられました。
- 2020年（令和2年）改正社会福祉法では、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項（包括的な支援体制の整備）」等を地域福祉計画に盛り込むこととされました。
- また、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性・世代を問わない相談を受け止める相談支援のほか、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業（任意事業）が創設されたところです。
- 2022年（令和4年）6月30日時点で、地域福祉計画を策定している市町村は54市町村中40市町村（74.1%）で、現在策定予定の市町村が5ありますが、未策定の市町村が9あります。
未策定の市町村は、未策定の主な理由として、人材不足や策定義務が無いことなどをあげています。

<市町村地域福祉計画の策定・改定に当たって>

- 県内には、54の市町村がありますが、人口の規模・構成、面積、社会資源は様々であり、産業構造や住民等の意識等も異なっていることから、それ

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

ぞれの地域の実情に応じた地域福祉計画の策定を行うことが重要です。

- 市町村地域福祉計画は、地域の独自性を的確に反映させていくことが必要であり、創造性あふれる生きた計画とするためには、住民等が計画づくり段階から参加する又は住民懇談会やワークショップ等により住民の意見やニーズを把握した上で計画に反映させていくことが重要です。
- 計画を策定する上では、地域福祉を推進する各主体が相互に理解を深め協働することや、計画の評価体制を構築するなど、その実効性を高める仕組みを作っていくことも求められます。
市町村地域福祉計画の策定作業等を通じて、地域で具体的に活動できるリーダーや担い手を発掘していくことも、地域福祉では期待されています。
- 時間の経過とともに状況の変わる地域特有の課題や、地域福祉を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、市町村地域福祉計画を実効性のある計画にするためには、進行管理等を含む評価体制を明確にした上で、計画の進捗状況を定期的に点検し、必要に応じて見直しをするなど、PDCAサイクルの体制づくりが必要です。
- また、社会福祉協議会が中心となって策定している民間の地域福祉活動計画は、住民等の実践的な福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、官と民の特性や役割分担を踏まえた上で、市町村地域福祉計画と一緒に策定する又は一部のプロセスを共有する等、相互の連携を図っている市町村もあります。
- このほか、地域生活課題への対応を効果的に進める方法の一つとしては、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」があり、こうした取組を地域生活課題の解決・緩和や社会資源を創出する観点などから地域福祉計画に位置付け、社会福祉法人の取組を促進することも考えられます。

具体的な取組

- 地域共生社会の実現に向けて、広域的な見地から市町村の地域福祉計画に基づく地域福祉の推進を支援するとともに、市町村と一緒に必要な施策を進めます。
- 市町村地域福祉計画が未策定の市町村については、計画が策定されるように県社会福祉協議会や中核地域生活支援センターと協働して働きかけます。

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

また、策定済の市町村についても、計画の達成に向けた助言・支援を行うとともに、適切な見直しがなされるよう、随時、情報提供や助言を行います。

- 市町村において包括的な支援体制の整備が求められる中、地域福祉計画にその方策を記載することで、効果的に取組を進められることから、地域の実情に応じた改定や見直しが行われるよう働きかけや必要な支援を行います。
- 県内の各地域がそれぞれの特性や強みを生かし、持続的な発展が遂げられるよう、市町村の自主性と創造性を尊重し、協働して地域福祉を推進します。

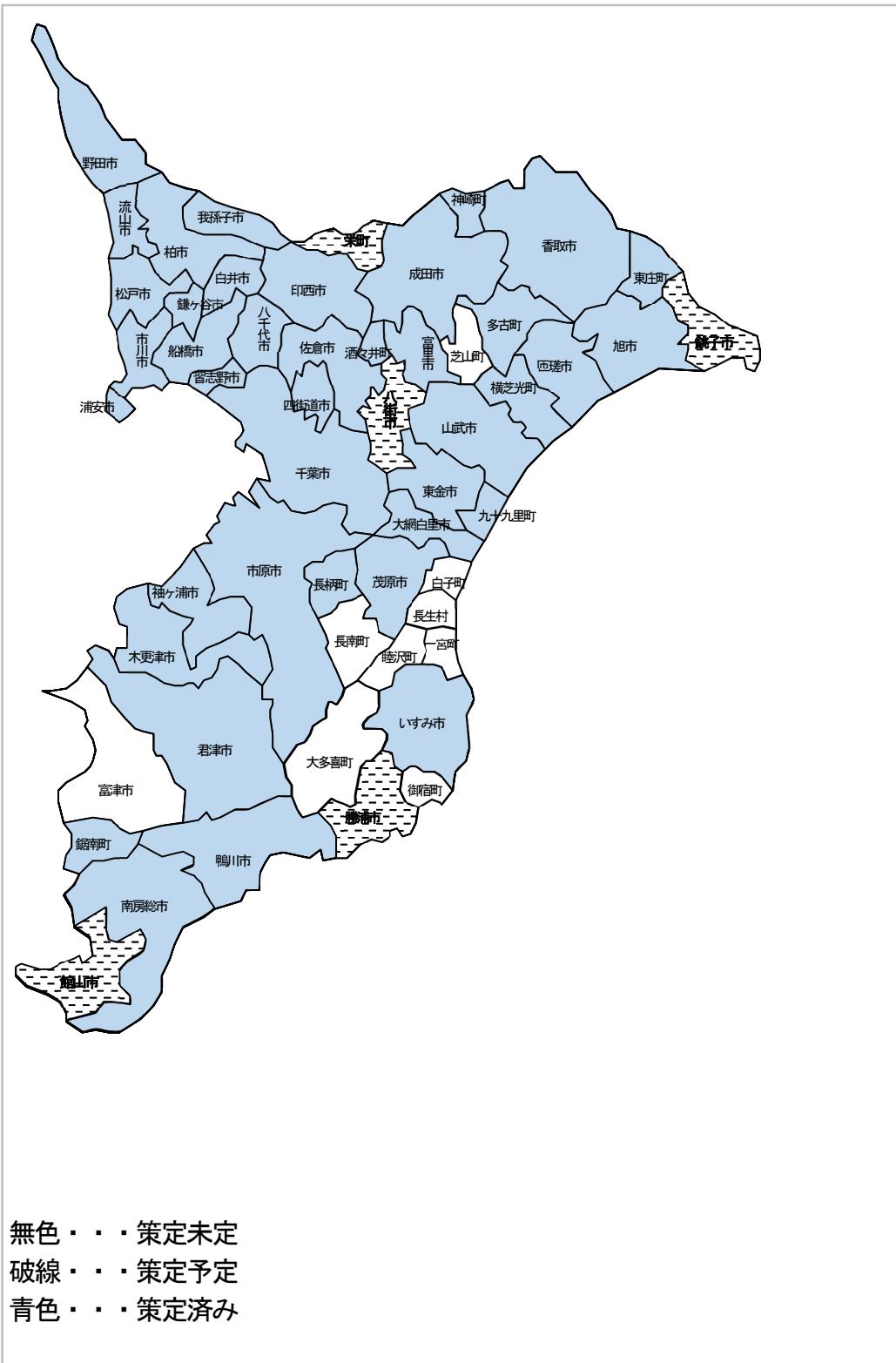
県の主な取組・支援

- 市町村地域福祉計画の策定等の支援
各市町村の地域福祉計画の策定状況の確認を行い、計画の策定に必要な情報提供などの支援を行います。

健康福祉指導課

第4章 計画の具体的な取組
～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

(図64) 県内市町村地域福祉計画策定状況



2 広域的な市町村支援

(1) 広域的な市町村支援

現状と課題

- 人口減少、少子高齢化の進行、社会環境の変化、生活環境の多様化等により、地域生活課題は複合化・複雑化しています。また、制度の狭間にいる人への支援も課題となっています。
- 2022年（令和4年）に実施した県内市町村アンケートの結果では、「地域福祉を進める上で、現在重視している取組」の1位は「包括的な相談・支援体制の構築・充実」、2位は「複合的な課題を抱えた人、制度の狭間にいる人への支援」でした。
- 県では、市町村アンケート結果も踏まえ、地域生活課題の解決を試みる市町村における包括的な支援体制づくりを促進するため、体制づくりの重要性や重層的支援体制整備事業の周知、先進自治体の事例紹介等を行うとともに、体制づくりに課題を抱える市町村を支援しています。
- また、単独の市町村では解決が困難な問題や、広域的な支援が必要と考えられる人（医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等）については、地域の実情に応じた施策を効果的に実施していく必要があることから、住民に最も身近な自治体である市町村の意見を十分に聞きながら、県と市町村の施策が相乗効果を発揮するよう取り組んでいく必要があります。
- 包括的な支援体制づくりを行う市町村においては、分野横断的に多様な支援ニーズに対応した支援体制を構築するため、制度等に関する広範な知識等が必要となることから、そこに関わる職員の研修の充実が必要です。

具体的な取組

- 地域共生社会の実現に向けて、本計画や他の個別計画に基づき、広域的な地域福祉の推進に取り組むとともに、地域の実情に応じた市町村の包括的な支援体制の整備を進めるため、必要な支援を行います。
- 専門的な医療的ケアを必要とする児童、難病・がん患者等への支援、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、犯罪や非行をした人等の再犯防止や社会復帰支援等、単独の市町村では解決や支援が難しい課題に対

第4章 計画の具体的な取組 ～ 地域・市町村を支援するための施策 ～

して、中核地域生活支援センター等において専門的、広域的な面から市町村を支援します。

- 市町村単位では行うことが困難な広域的な事業や専門的な事業、新たな福祉課題等への対応については、各種団体等と連携しながら取り組みます。
- 重層的支援体制整備事業について、包括的支援体制の整備のための効果的な手法の一つとして、実施を検討している市町村等に対して、必要な情報提供や助言等を行います。
- 地域福祉の政策動向、コミュニティソーシャルワークに関する職員研修の実施や好事例の紹介、市町村間の情報交換の場の提供等を通じて、分野横断的な社会福祉関係部局職員の人材養成を図ります。

県の主な取組・支援

- 中核地域生活支援センターの運営
「地域で生きづらさを抱えた人」の相談支援、市町村等のバックアップ、関係機関のコーディネート及び権利擁護を行う中核地域生活支援センターを、県内13か所に設置・運営します。【再掲】

健康福祉指導課

(2) 福祉サービス等に関する情報の収集・提供

現状と課題

- 県が実施する施策を効果的に展開していくためには、県民一人ひとりの理解を得ることが重要です。そのために、県は求められている情報を一元的に、誰にも分かりやすく提供することで、県民が必要な情報を容易に収集し、様々な主体と協力して取り組んでいくことができるようにしていくことが必要です。
- また、地域福祉は、地域の実情に応じて展開されるものですが、他の地域や自治体での取組を参考にすることは有意義です。このため、市町村や市町村社会福祉協議会、地域福祉活動に取り組む団体等が、より良い取組ができるよう、先進事例等の情報発信を行うことが重要です。

具体的な取組

- SNS等も活用し、健康福祉に関する情報、地域福祉に役立つ情報を積極的に発信することで県民の理解を深めます。
- 県民が、容易かつ一元的に保健・医療・福祉に関する情報を入手することができるようとするため、県のホームページにおいて、健康福祉関係の各種行政情報を総合的に提供します。
- 地域の課題を把握するための資料として、各種統計による指標の例を提示するとともに、地域の実情に応じて、モデルとなる先行事例を提供します。

県の主な取組・支援

- 福祉サービスに関する情報の収集・提供
県民が福祉施設等を利用しようとする場合に、その利用ニーズに適した施設、サービスの選択がインターネットで円滑に検索できるよう支援します。

健康福祉指導課